

バウムガルテン『形而上学』訳注

——第1部「有論」第1章（改訳増補版¹）——

檜垣 良成・石田 隆太・栗原 拓也

アレクサンダー・ゴットリープ・バウムガルテン（1714 - 1762）は、「学」（scientia）としての「美学〔感性論〕」（aesthetica）の創始者として有名であるが、このことは、彼がライプニッツ・ヴォルフ学派の嫡子であることと無関係ではない。ライプニッツが「認識、真理および観念についての省察」²において、デカルトの「明晰・判明論」に抗して明らかにした、「分析」による人間的認識の「判明性」のアンビヴァレントな性格の問題を、クリスチャン・ヴォルフによる心理学のスコラ的体系化の助けを借りて、「理性」と対をなしてそれを補完する「理性に類比的なもの」（analogum rationis）の人間的認識における独自で他に還元されえない意義を解き明かす学へと結実させたものが、彼の『美学〔感性論〕』³にほかならないからである。この経緯を押さえることは、近世哲学における理性と感性の問題を考察する上で欠かすことのできない作業である⁴。

¹ 筆者の一人、檜垣は、かつて本稿と同じテキストの訳注を作成したことがある（檜垣良成『カント理論哲学形成の研究——「実在性」概念を中心として——』溪水社、1998年、以下では檜垣『理論哲学形成』と略記）が、今回、石田と栗原が徹底的に訳稿を再検討したことによって、数々の誤訳が訂正され、解釈の深まりに応じて訳語や表現もより適切なものへと改善された。なお、バウムガルテンの本文の訳は3人の合議によるものであるが、それ以外に関しては、担当者をH.（檜垣）、I.（石田）、K.（栗原）の略記によって示した（H.）。

² Gottfried Wilhelm Leibniz, *Meditationes de cognitione, veritate et ideis*, 1684.

³ Alexander Gottlieb Baumgarten, *Aesthetica*, Frankfurt a. d. Oder 1750/58. この書はラテン語であるが、ドイツ語の講義ノートも公刊されている。*Deutsche Kollegnachschrift der Ästhetik*. In: Bernhard Poppe, *Alexander Gottlieb Baumgarten, Seine Bedeutung und Stellung in der Leibniz-Wolffischen Philosophie und seine Beziehungen zu Kant, nebst Veröffentlichung einer bisher unbekanntenen Handschrift der Ästhetik Baumgartens*, Borna-Leipzig 1907, S. 65-258. なお、当時のドイツの学問の中心であったハレ大学におけるバウムガルテンの後継者ゲオルグ・フリードリヒ・マイアー（Georg Friedrich Meier）は、フランクフルト・アン・デル・オーデル大学の活性化というフリードリヒ・ヴィルヘルム一世の命を受けて1739年からその地に赴いていたバウムガルテンから、既に1745年に、彼の美学〔感性論〕講義の草稿を手に入れ、それをもとにその年の冬学期からハレ大学で美学〔感性論〕の講義を始めた。またバウムガルテンの美学〔感性論〕をドイツ語で祖述注釈した『あらゆる美的学の始元諸根拠』（*Anfangsgründe aller schönen Wissenschaften*）3巻本を、バウムガルテン自身の『美学〔感性論〕』より早い1748年から1750年にわたって刊行した。バウムガルテンの難解なラテン語の書物に比べて分かりやすいこれらによって、マイアーはバウムガルテンの美学〔感性論〕の普及に貢献する（H.）。

⁴ この経緯については、小田部胤久「ライプニッツからバウムガルテンへ——美的=感性的人間の誕生」（神崎繁・熊野純彦・鈴木泉編『西洋哲学史IV』講談社、113-164頁、2012）が極めて適切で明快な見通しを与えてくれる。近世哲学史を学ぶ初学者にはまず第一に目を通してほしい文献である。なお、バウムガルテンの後継者であるマイアーの代表作が、理性を主題とした大著『論理学〔理性論〕』（*Vernunftlehre*, Halle 1752. 全842頁を159頁に圧縮した『論理学抜粋〔理性論からの抜粋〕』（*Auszug aus der Vernunftlehre*, Halle 1752）が長年カントの論理学講義のテキストとして使用されたことで有名）と、感性を考究した先の『あらゆる美的学の始元諸根拠』3巻本であることは偶然ではないであろう（H.）。

他方、カントが41年間に及ぶ教授活動の間、終始テキストとして用いたのも、バウムガルテンの諸著作であった。なかでも『形而上学』⁵は、カントの理論哲学と実践哲学の両方の用語法と立論形式を規定しており、彼の哲学の形式面を理解する上での必要不可欠な前提である。その上、カントはバウムガルテンの『形而上学』のことを「こういった種類のあらゆるハンドブックのなかで最も有用で最も根本的な書」(I 503)⁶と高く評価し、何度も彼のことを「優れた分析家」(Vgl. X 198, B35)と呼んでいる。バウムガルテンは、ヴォルフ哲学を熱心に研究したと言われるが、『形而上学』の内容を見ると、モノド論など、むしろライプニッツに忠実であり、また概念規定の明確さでは群を抜いている。ヨハン・ゴットフリート・ヘルダーは、バウムガルテンを適切に評して次のように言う。

「私は、いかなる哲学者においても、定義する才能がアリストテレスとバウムガルテンにおけるほど簡にして要を得た完全性にあるのを知らない。……私たちの新しい美の哲学者たちが何頁にもわたって見せびらかすものが、バウムガルテンにあってはしばしば一語のうちに、つまり無言の説明のうちにある」(「第4の批判的論集」ズーフアン版『ヘルダー全集』第4巻、16頁)。

つまり、全部で1000パラグラフのコンパクトなハンドブックである『形而上学』を精

⁵ *Metaphysica*, 1739 Halle. 2. Auflage, 1743. 3. Auflage, 1750. 4. Auflage, 1757 (In: *Kant's gesammelte Schriften*, herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften Bd. XVII). 5. Auflage, 1763. 6. Auflage, 1768. 7. Auflage, 1779 (Reprint: Hildesheim 1973). 本稿では、カントが使用した第4版を底本とする。原文でスモール・キャピタルで綴られている部分は《 》に入れて表示した。原文でイタリックの部分はボールドで表わした。参照指示の部分を原文にはない丸括弧で括った。〔 〕は訳者が補った部分である。この書をマイアーは、4巻本で全1800頁余り(「序論、有論」463頁、「宇宙論」312頁、「心理学」511頁、「自然神学、索引」528頁)にもなる自身の『形而上学』(*Metaphysik*, Halle 1755-1759)において逐行解説し、1766年には逆に、バウムガルテンの全1000パラグラフを743パラグラフへ圧縮再構成した独訳版『バウムガルテンの形而上学』(のちの1783年にヨハン・アウグスト・エーベルハルトが注釈を付けて復刻する)も出版して、バウムガルテンの形而上学の普及にも努めた(*Alexander Gottlieb Baumgartens, Professors der Philosophie, Metaphysik*, Neue vermehrte Auflage, übersetzt von Georg Friedrich Meier, herausgegeben von Johann August Eberhard, Halle, 1783)。この独訳は2004年にDietrich Scheglmann Reprintsによって復刻され入手容易となった。また近年、frommann-holzboogからGünter GawlickとLothar Kreimendahlによる全パラグラフの羅独対訳版も出版され(*Metaphysica*, übersetzt, eingeleitet und herausgegeben von Günter Gawlick und Lothar Kreimendahl, Stuttgart-Bad Cannstatt 2011)、さらには、Courtney D. FugateとJohn Hymersによる豊富な資料付きの批判的英訳が現われた(*Metaphysics, A Critical Translation with Kant's Elucidations, Selected Notes, and Related Materials*, translated and edited with an Introduction by Courtney D. Fugate and John Hymers, London, New York 2013)。本稿においても、これらの参考資料を活用する(H.)。

⁶ カントの著作からの引用はアカデミー版全集による。ただし『純粹理性の批判』については、第一版をA、第二版をBで示し、その頁数を付す。引用文中の〔 〕内および……は引用者による補足と省略である(H.)。

⁷ *ontologia*は通例「存在論」と訳されるが、この語の語源である $\acute{o}\nu$ は「あるもの」であって、狭義の「存在するもの」のみを意味するわけではない。古代ギリシア以来、むしろ「～であるもの」の意味合いが強かったのが $\acute{o}\nu$ ないし $\epsilon\nu\varsigma$ である(ドイツ語の„Wesen“にはこの語感が引き継がれているように思われる)。したがって、§ 61では「存在に関して可規定的な可能なもの」が $\epsilon\nu\varsigma$ と呼ばれるけれども、言葉の訳としては比較的中立的と思われる「有」という日本語を、*ontologia*にも $\epsilon\nu\varsigma$ にも採用する(H.)。

読しさえすれば、アリストテレスからカント直前に至るまでの西洋哲学の要諦が、有論（*ontologia*）⁷、宇宙論、心理学、自然神学という構成のなかで、認識論、実践哲学の基礎から美学の基礎に至るまで網羅的に、なおかつ、簡にして要を得た叙述を通して正確に学ぶことができるのである。この書の訳注の作成は十分に意義のあることであろう（H.）。

『形而上学』第1部「有論」第1章 翻訳

形而上学のプロレゴメナ

§ 1.

《形而上学》は人間的認識における第一諸原理⁸の学である⁹。

§ 2.

形而上学には、有論、宇宙論、心理学、そして自然神学が数え入れられる。

§ 3.

《自然形而上学》とは、形而上学において現われる諸物の、単なる慣用によって獲得された認識であるが、この自然形而上学に§ 1で定義された技巧的〔*artificialis*〕形而上学が付け加わることは、たとえば次のようなことのために有用である。1) 諸概念の展開のために。2) 第一諸命題の規定および把握のために。3) 諸証明のつながりおよび確実性のために¹⁰。

⁸ マイアーは、「原理」（*principium*）を「認識根拠」（*Erkenntnisgrund*）と訳す（H.）。

Cf. 「自らのうちに他のものの根拠を含むものが原理と呼ばれる」（ヴォルフ『それによってあらゆる人間的認識の諸原理が包括されるところの、学問的方法によって論究される第一哲学、もしくは有論』（*Philosophia prima, sive Ontologia, methodo scientifica pertractata, qua omnis cognitionis humanae principia continentur*, 1730. 以下では『第一哲学』と略記）§ 866）（I.）。

⁹ エーベルハルトは、このパラグラフに次のような注釈を施す。「これらの第一認識根拠は、最も一般的で最も抽象的な諸概念を含む、そして、それゆえ、外的諸感覚のいかなる概念も含まない。だから、形而上学が含む諸概念は非感性的と呼ばれうる。これらの概念のうちの若干のものは、それらが単純な実体についての概念であるがゆえに、非感性的であり、別のものどもは、それらが単純なものおよび合成されたものに帰属するがゆえに、そうである。前者は *ausersinnlich* な概念と、後者は *übersinnlich* な概念と呼ばれうる」（§ 1）（H.）。

ヴォルフは形而上学についてバウムガルテンのような定義をしていない。Cf. 「しかしながら、有論、一般宇宙論、靈魂論は共通の名によって形而上学と呼ばれている。したがって形而上学は、有、世界一般、そして諸霊の学である」（ヴォルフ『哲学一般についての予備的序説』（*Discursus praeliminaris de philosophia in genere*, 1728. 以下では『予備的序説』と略記）§ 79）。ここでバウムガルテンはむしろアリストテレスの『形而上学』（A巻第2章および第3章）における形而上学の定義により近づいていると言える。

なおバウムガルテンの形而上学に関するこのような定義をめぐるカントの批判については、『純粹理性の批判』A 843/B 871 以下を見よ（I.）。

第1部
有論

プロレゴメナ

§4.

《有論 [ontologia]》*) (オントソ피아 [ontosophia]、形而上学 (cf. §1)、一般形而上学、棟梁学、第一哲学) とは、有のより一般的な諸述語の学である¹¹。

*) Die Grund-Wissenschaft.

¹⁰ マイアーは、自身の『形而上学』§7において「自然形而上学」と「技巧的 [künstlich] 形而上学」の相違を解説している。まず、「技巧的形而上学」については次のように言われる。「あらゆる学者 [Gelehrte]、法律家、神学者、文献学者、そして彼らのように名を成すあらゆる者、そして形而上学を軽蔑し、あらゆる機会に嘲笑する者ですら、彼らの学問体系とあらゆるその学問的探求において——それらが根本的であるならば——限りなく多くの形而上学的真理を利用しているのである。世界知は、これらの真理をもちこみ、散らばった真理を集め、それらを理性の技巧 [Vernunftkunst] の規則に従って特殊な学問体系のうちに整理し、そしてその学問体系を技巧に適った [kunstmäßig] 仕方で可能なだけの完全性へと高めようとした。そしてそれゆえに、この形而上学は《技巧的形而上学》と呼ばれる」(以下《 》はゴシック体の部分を表示する)。他方でマイアーは「自然形而上学」について次のように説明する。「限りなく多くの形而上学的真理はまた、無学な人々、そして健全な理性をもつあらゆる人間にも馴染みのあるものだ——彼らは全く学問をしたことがなく、技巧的形而上学をその名前に関しては知らないのにもかかわらず——言われなければならない。あらゆる人間は、本性から理性を得ているが、理性とはそれによって物をその根拠と帰結との連関において判明に洞察する、したがってまた真理を他の真理から推論によって導き出すことができる能力である。あらゆる人間に植えつけられているこの認識能力は、それが効力を生ずるべきならば、必ずしも技巧 [Kunst] によって増築される必要はない。そうではなくて、それは時間とともに自ら作用し始めるのである。さて、理性は活発になるやいなや、根本的真理を探し回るか、そのような真理を自ら案出するのであるが、それは理性がその真理を理性のあらゆる推論における手引きとして用いることができるようにである。理性はその技巧の凝らされていない [ungekünstelt] 本性に従っては、一つとして正しい人間的認識の根本命題も技巧の助けなしには発見できないほど劣ったものなのだろうか。認識の第一根本真理は、技巧の助けなしには全く認識されえないものなのだろうか。そうではない。したがって、理性とその諸対象の単なる技巧の凝らされていない使用によって得られる形而上学的真理の認識があり、この認識は自然形而上学と呼ばれるのが常である。そのような形而上学があること、とりわけ、自らの理性を使うことができるあらゆる人間においてあることは、経験が全く立証している」。

マイアーによれば、日常生活において私たちは必ずしも「技巧的形而上学」を必要とせず、理性的な思考と行動のためには「自然形而上学」だけで充足的であるとされる。しかし、「学問性 [Gelehrsamkeit] において、自然形而上学は十分ではない。もし学問的 [gelehrt] に考え行為しようと望むならば、ひととは人間的認識の根本的真理について判明で根本的な認識をもたなければならない。そして、それはただ技巧的形而上学によってのみ獲得されるのである」 (§8) (K)。

「自然形而上学」と「技巧的形而上学」の区別は、アリストテレスの『形而上学』(A巻第1章)に遡るものであるが、ここでの区別はヴォルフの著作にも由来している。Cf. 「有論の平凡で混雑した諸概念は自然有論の或る種を構成している。それゆえ (§19)、自然有論は、それによって有について一般的な諸判断を私たちが表明するところの抽象的な諸術語に対応し、精神の諸能力に共通の使用によって獲得される混雑した諸概念の総括として定義されうる」(ヴォルフ『第一哲学』§21)。「自然形而上学」という語はたとえばライブニッツによっても僅かながら言及されることもあった(『デカルト主義的諸原理の一般的な側面に対する諸々の注意書き』(Animadversiones in partem generalem Principiorum Cartesianorum, 1692)が、カントはバウムガルテンによるここでの区別を修正し拡張して使用することになる (I)。

§ 5.

有のより一般的な諸述語は人間的認識の第一諸原理である。それゆえ、有論は正当に形而上学 (§ 1, 4) に数え入れられる (§ 2)。

§ 6.

有論は、次のような有の諸述語を含む (§ 4)、I) 内的な、1) 個別的なものどもにおいてある普遍的述語、2) 個別的なものどもにおいて二者択一的にある選言的述語、II) 関係的〔relativus〕な述語¹²。

第1章

有の内的な普遍的述語

第1節

可能なもの

§ 7.

否定的無〔nihil negativum〕(cf. § 54)、表象されえないもの、不可能なもの、抵触するもの、(不合理なもの、cf. § 13)、矛盾を含むもの、矛盾を内含するもの、矛盾したものは、**A** であり、かつ、**non-A** である。あるいは、矛盾した諸述語をもついかなる主語もない。あるいは、何ものも、あり、かつ、あらぬのではない。 $0 = A + \text{non-A}$ 。この命題は、矛盾の原理、そして絶対的に第一の原理と言われる¹³。

§ 8.

非無〔nonnihil〕は《或るもの》〔aliquid〕*¹⁴である。表象されうるもの、矛盾を含まないあらゆるもの、**A** であり、かつ、**non-A** であるのではないあらゆるものは、《可能なもの》**¹⁵である (§ 7)。

*) Etwas. **) Möglich.

§ 9.

A であり、かつ、**non-A** であるものは、或るものではなく (§ 8)、したがって、無およ

¹¹ マイアーは、「《有論〔Ontologie〕》(Ontosophia, metaphysica, metaphysica universalis, architectonica, philosophia prima) とは、物のより一般的なあるいはより抽象的な諸述語の学である」と訳す。またエーベルハルトは次のような注釈を施す。「1. それゆえ、有論は、純然たる *übersinnlich* な諸概念を含む (§ 1 注)。2. 有論において現われる諸述語は、物に、それが何らかの種に属するかぎりにおいて、帰属するのではなく、それが物であるかぎりにおいて、帰属するので、有論は、アリストテレス、スコラ学者たち、およびヴォルフによって、なお、物一般の学、あるいは、それが物であるかぎりにおける物の学と説明されえた」 (§ 4) (H.)。

Cf. 「有論ないし第一哲学とは、有一般、ないし有であるかぎりでの有の学である」(ヴォルフ『第一哲学』§ 1) (I.)。

¹² マイアーは、「関係的」(relativus) を「外的」(ausserlich) と訳している (§ 6) が、§ 37 で明らかにするように、同じことである (H.)。

び矛盾したものである (§ 7)。あるいは、矛盾を内含する主語は、いかなる述語ももたない。あるいは、あり、かつ、あらぬものはいずれも、無である。A + non-A = 0¹⁶。

§ 10.

あらゆる可能なものは、A であるか、それとも、non-A であるか、それとも、どちらでもないかである (§ 8)。ところで、どちらでもないものは、決してあるのではない。なぜなら、それは、どちらでもあることになってしまうからである (§ 9)。それゆえ、あらゆる可能なものは、A であるか、それとも、non-A であるかである。あるいは、あらゆる主語には、あらゆる矛盾する諸述語のうち的一方が適合する。この命題は、二つの矛盾するもの間での排斥された第三のものの原理、あるいは、排斥された中間のものの原理と言われる¹⁷。

§ 11.

あらゆる可能な A は A である、あるいは、あるものはいずれも、そのようなもの〔あ

¹³ マイアーは、訳 (§ 7) においても、自らの『形而上学』§ 21 においても、ヴォルフに倣って、「或るものが同時に、あり、かつ、あらぬことは不可能である」という定式を挙げている。この定式がカントによっていかに批判されるかは、『純粹理性の批判』B191 以下を参照のこと (H.)。

ライプニッツとヴォルフもまた「矛盾の原理」の優位性を主張している。ライプニッツは「矛盾の原理」について様々な理解を示している。『モナドロジー』(31)では、矛盾を含むものは偽であるとしている。『弁論論』第3附論(14)では、二つの矛盾する命題のうち的一方は真でありもう一方は偽でなければならないとしている。『クラークとの往復書簡』第2書簡(1)では、任意の命題が同時に真かつ偽であることはできないとしている。『クラークとの往復書簡』第5書簡(129)および『人間知性新論』第2巻第2章では、あらゆる命題は真であるか偽であるかのいずれかでなければならないとしている。「矛盾の原理」についてのヴォルフの定式化は次の通りである。「同じものが同時に、あり、かつ、あらぬということは起こりえない。あるいは同様であることには、もし A が B であるとすれば、同じ A が B であるのではないということは偽である」(ヴォルフ『第一哲学』§ 28) (I.)。

¹⁴ Cf. 「或るものとはそれに或る概念が対応しているところのものである」(ヴォルフ『第一哲学』§ 59) (I.)。

¹⁵ マイアー訳は、「或るもの」、「可能なもの」の後に „eine Sache“, „res“ を加えている (§ 8) (H.)。

Cf. 「可能なものとは、いかなる矛盾も含んでいないもの、あるいは、不可能であるのではないものである」(ヴォルフ『第一哲学』§ 85)、「反対に、可能なものとは常に或るものであり、その同じものに概念が常に対応している。というのも可能なものは不可能なものではないからである。さもなければ可能なものは同時に矛盾を含みかつ矛盾を含んでいないということになってしまうからである (§ 79, 85)。それは不合理なことである (§ 28)。したがって可能なものは無であるのではなく (§ 101)、かくして或るものであるものであり (§ 60)、さらにそのうえ同じものに或る概念が対応しているのである (§ 59)」(同 § 102)、「同様に、それに或る概念が対応しているところのものは可能なものである。というのも、もしも次のことが起こりうるとすれば、それに或る概念が対応しているところのものは不可能なものであるということになるが、その場合は不可能なものに或る概念が対応していることになるであろうし、かくして不可能なものは或るものであることになってしまうが (§ 59)、それは不合理なことであるがゆえに、可能なものとは全くもって、それに或る概念が対応しているところのものであるだろう。」(同 § 103)。ここでヴォルフは「可能なもの」と「それに或る概念が対応しているところのもの」がお互いを含みあっていることを証明している (I.)。

¹⁶ この箇所をマイアーは次のように訳す。「A であり、かつ、A でないものは、可能ではない、したがって、不可能である。あるいは、矛盾を含む主語はいかなる述語ももたない、そして、無である」 (§ 9) (H.)。

るもの]である、あるいは、あらゆる主語は自らに対する述語である。さもなければ、或る種の可能なAがnon-Aであり (§ 10)、したがって、Aかつnon-Aであり、あるいは、無である (§ 7) が、このことは不可能である (§ 9)。この命題は定立の原理あるいは同一性の原理と言われる¹⁸。

§ 12.

不可能なものが定立されると、《矛盾が生ずる》*)。単にそう見えるだけでなく、ありもするものは、《真》**) と言われ、単にそう見えるだけで、あるのではないものは、《仮象的》***) と言われる。したがって、生じた矛盾は、真の矛盾であるか、それとも、仮象的矛盾であるかである¹⁹。

*) Entsteht ein Widerspruch. **) Wahr. ***) nur scheinend.

§ 13.

A と non-A とが定立されると、矛盾が生ずる (§ 9, 12)。A と、それが定立されると non-A が定立されるような B とが定立されると、不可能なものが定立され (§ 9)、したがって、《矛盾》が生じる (§ 12)。前者は、《明らかな》*) (直接的、無媒介の、顕在的) 矛盾と呼ばれ、後者は、《隠れた》**) (間接的、隠された、媒介的、潜在的) 矛盾と呼ばれる。それにおいて真の矛盾が明らかであるものは、《不合理》***) (不条理) である²⁰。

*) Ein offener. **) Ein versteckter Widerspruch. ***) offenbar falsch.

¹⁷ いわゆる「排中律」の証明であるが、この説明だけでは分かりにくいので、マイアーの『形而上学』§ 24 における「世界の永遠性」の例を参考にする。「この世界は、永遠からあるか、それとも、そうでないかのいずれかである。仮に私たちの理性が、前者が真であるのか、それとも、後者が真であるのかを決定しえないとしても、やはり人は皆、両者のうちの一方でなければならないということを見て取る。誰が、同時に両者でありうる、すなわち、世界は永遠であり、かつ、永遠でないと言いう程、不合理であるというのか。もしかすると、誰かが、両者のいずれでもないということは可能であると言いうるかもしれない。しかしながら、このことは、両者を同時に主張することと同様のことを意味する。というのは、誰かが私たちの例において、前者ではないと言うなら、世界は永遠ではない。そして、彼が、後者でもないと言うなら、彼は、世界は永遠であると主張している。それゆえ、両者のいずれも取らない人は実際、両者を同時に取っており、何か不可能なことを主張している。この命題〔排中律〕は、私たちが真理を証明すべき場合、私たちにとって非常に有用である。というのは、真理のあらゆる間接的証明がそれに基づくからである」(H.)。

¹⁸ マイアー訳では、「可能なAはAである。あるいは、あらゆる可能なものは、それがそれであるものであり、そして、自己自身によって肯定されうる。さもなければ、Aが非Aでなければならないことになり (§ 10)、それゆえ、同時に両者でなければならないことになるが、このことは不可能である (§ 7)」 (§ 11) となっている (H.)。

¹⁹ マイアー訳では、「単にそのように思われるだけでなく、またそれであるものは、《真》であり、しかし、単にそのように思われるだけで、それではないものは、《仮象》(adparens) である」 (§ 12) となっている。また、マイアー自身の『形而上学』§ 25 では次のように言われる。「単に或るものであるように見える [zu seyn scheinen] だけでなく、実際にもそれである [auch in der That seyn] ものは、一般に、《真》と呼ばれる。そして、単に或るものであるように見えるだけであって、実際にはそれであるのではないものは、《仮象的》[scheinbar] と呼ばれる」(H.)。

§ 14.

《根拠 [ratio]》*) (cf. § 640) (条件、仮定) は、なぜ或るものがあるのかが、そこから認識されうるものである²¹。根拠をもつもの、あるいは、或るものがその根拠であるものは、その《帰結》**) と言われ、それに《依存するもの》***) とも言われる。それによって或るものが、根拠であるか、それとも帰結であるか、それとも両者であるかである述語は、《連結》****) である。

*) ein Grund. **) seine Folge, das in ihm gegründete. ***) das von ihm abhängende. ****) der Zusammenhang, die Verknüpfung.

§ 15.

考察されるが、しかし自らの外に定立されるものどもとの連結においてではないものは、《それ自体において考察される》*)。それ自体において考察されるべきものとしては全く表象されえないものは、《それ自体において (内的に、端的に、絶対的に、それ自体によって) 不可能》**) である。それ自体において考察されるものとして可能であるものは、《それ自体において (内的に、絶対的に、それ自体によって、端的に) 可能》***) である。

*) wird an und vor sich betrachtet. **) an und vor sich, innerlich, schlechterdings unmöglich. ***) an und vor sich, innerlich, unbedingt möglich.

§ 16.

自らの外に定立される或るものどもとの連結においても、やはり可能であるものは、《仮定的に (相対的に、関係的 [relative] に、外的に、他のものによって、そして、何かに

²⁰ 「明らかな矛盾」と「隠れた矛盾」について、マイアーは自身の『形而上学』§ 26において次のような説明を加えている。「『明らかな矛盾』とは、概念を分解することや推論することを必要とせずに見いだされる矛盾である。しかし、概念の分解や様々な推論がなされてはじめて矛盾があると見いだされるならば、それは《隠された [versteckt] あるいは隠れた [verborgen] 矛盾》と呼ばれる。明らかな矛盾はいわば事象のうわべにあり、明らかな矛盾を自己のうちに含むものは《明らかにかつ明白に [handgreiflich] 不可能》である。隠れた矛盾はいわば事象の内部にあり、そのような矛盾を自己のうちに含むものは、《隠された仕方不可能》である」。『明らかな矛盾』の例として、マイアーは「誤りえない神は誤りうる」という命題を挙げている。この場合、私たちは神の概念を分解したり、推論したりすることなく「一目見るだけで矛盾に気づく」のである。他方で、「神は誤りうる」という命題は「隠れた矛盾」の一例として考えることができる。というのも、この命題が矛盾していることに気づくためには、マイアーによれば「神は無限である、それゆえまた彼の知性も無限である、それゆえ彼は何ものも混同 [verwecheln] しえない、それゆえまた真と偽も混同しえない、それゆえ神が誤りうるということは不可能である」と推論を重ねなければならないからである。こうした「隠れた矛盾」においては、或る矛盾が他の矛盾よりも「より隠れている」ということがありえる。というのも、「ひとがその矛盾に気づくことができるまでに、より多くの推論をなし、より細かく概念を分解する必要があるほど」、それは「より隠れている」と言うことができるからである (K.)。

²¹ Cf. 「根拠とは、それを通じてなぜ或るものがあるのかが理解されるところのものである」(ヴォルフ『神、世界、人間の魂、およびあらゆる物一般についての理性的諸考察』(Vernünfftige Gedancken von Gott, der Welt und der Seele des Menschen, auch allen Dingen überhaupt, 1747 (拡大版)。以下では『ドイツ語形而上学』と略記) § 29) (I.)。

即して〔secundum quid〕可能〕*）である²²。

*) bedingt, äusserlich möglich.

§ 17.

自らの外に定立されたものどもとの或る連結においてでなければ、不可能でないものは、《仮定的に（相対的に、關係的に、外的に、他のものによって、そして、何かに即して）不可能》*）である。

*) bedingt, äusserlich, in einem gewissen Zusammenhange unmöglich.

§ 18.

絶對的に不可能な何もかも仮定的に可能ではない（§ 15, 16）。それゆえ、仮定的に可能な何もかも絶對的に不可能ではない。あらゆる仮定的に不可能なものおよび可能なものは、それ自体において可能である（§ 17, 15）。それゆえ、絶對的に不可能なものどもは、仮定的に可能でもなければ、不可能でもない。或る種の絶對的に可能なものは仮定的に不可能である²³。

²² Cf. 「内的に可能なものとは、それ自体においてそのようなものとして考察されるものであり、すなわち、それ自体において考察されるものとしてはいかなる矛盾も含まないものである（『有論』§ 85）。外的に可能なものとは、規定された原因を可視的な世界においてもつものであり、すなわち、その可視的な世界において存在できるものである（§ 97）。また外的に可能なものと言われるのはこの世界で可能なものことである。なぜなら、外的に可能なものどもと対立するその他のものどもはこの世界に存在することができないのだから、それらは外的に不可能なものであるのだからである」（ヴォルフ『學問的方法によって論究される一般宇宙論』（*Cosmologia Generalis Methodo Scientifica Pertractata*, 1736（新版））。以下では『宇宙論』と略記）§ 111）（I）。

²³ Fugate と Hymers による英訳によれば、この区別はライプニッツに由来しているとされる（とりわけ『弁神論』§ 235 が指示されている）。また、英訳者たちはこの区別について興味深い例を挙げているためここで言及しておきたい。まず絶對的に可能なものは、それ自体において考察されるならばいかなる内的な矛盾も含まない。たとえば、「喋る犬」がそれに当たる。仮定的に可能であるものは、他のものとの連結においてのみ可能である。換言すれば、それは与えられている外的状況と矛盾しないかぎりにおいて可能なものである。たとえば、「この世界で、いつの日か医者になる学生」がこれである。以上と同様のことが不可能なものについても言える。すなわち、絶對的に不可能なものはそれ自体において内的に矛盾するものである（たとえば、「四角い丸」）。そして仮定的に不可能なものとは、与えられた外的状況と矛盾するものとなる。たとえば、「この世界における、喋る犬」である。「喋る犬」に注目すれば明らかであるように、このようにして絶對的に可能なものは仮定的に不可能なものとなりうるのである。

またマイアーも自身の『形而上学』§ 30 において、それぞれの不可能性の例を挙げている。たとえば「四角い三角形」や「煮えた雪」、「木製の鉄」を考えようとするならば、それらはそれ自体において矛盾を含むことになるので絶對的に不可能なものである。他方で、それ自体において矛盾を含むわけではないが、それ自身の外にある他のものと矛盾してしまうものが仮定的に不可能なものである（なおマイアー自身は、バウムガルテン『形而上学』独訳においても自身の『形而上学』においても、バウムガルテンがあてたドイツ語に従って「仮定的」（hypotheticus）のかわりに「制約された」（bedingt）ならびに「外的」（äusserlich）という語を使用する）。たとえば「罪」はそれ自体で（an sich）可能であるが、それは「法」に矛盾するので仮定的に不可能なものである。また、神によって創造されたこの世界とは異なる世界も仮定的に不可能なものと言われる。というのも、そのような世界はそれ自体において（つまり、他と切り離されて「絶對的に」（absolute）は）可能であるとしても、「最高の知恵と善」に矛盾してしまうからである（K）。

第2節
連結されたもの

§ 19.

連結において可能なもの、すなわち、それにおいて連結があるもの、それに連結が適合するものは、《連結されたもの》*) (根拠づけられたもの [rationale]) である。連結において不可能なものは、《根拠づけられないもの [irrationale]》**) (連結されないもの、関連しないもの) である²⁴。したがって、根拠づけられないものどもは、それ自体において不可能であるか、それとも、仮定的に不可能であるかである (§ 15, 17)。

*) zusammenhängend, verknüpft. **) ungereimt.

§ 20.

あらゆる可能なものは、根拠をもつか、それとも、もたないかである (§ 10)。それが根拠をもつなら、或るものがその根拠である (§ 8)。それが根拠をもたないなら、無がその根拠である (§ 7)。それゆえ、あらゆる可能なものの根拠は、無であるか、それとも、或るものであるかである (§ 10)。もし無が或る可能なものの根拠であるとするなら、無から、なぜそのようなものがあるのかが認識されうることになってしまい (§ 14)、したがって、無 [nihilum] そのものが表象されうるもの、そして或るものであることになってしまい (§ 8)、無が或るものであることになってしまう (§ 14, 8)。したがって、或る種の可能なものが不可能なものであることになってしまう (§ 7, 8) が、このことは不合理である²⁵ (§ 9)。それゆえ、あらゆる可能なものの根拠は或るものである、あるいは、あらゆる可能なものは帰結である、あるいは、**何ものも根拠なしにあるのではない**、あるいは、或るものが定立されると、その根拠としての或るものが定立される。**この命題は根拠の原理**と言われる。この命題を、あなたは § 265, 297²⁶ から獲得しうる、一部は、抽象することによって、一部は、循環を避けることによって²⁷。

§ 21.

或るものにおける各々すべての根拠は、その或るものの《充足的 (満たされた、全体的) 根拠》*) であり、或るものにおける或るものどものみの根拠は、その或るものの《不充足的》**) (満たされていない、部分的) 根拠である²⁸。

²⁴ Cf. 「それらの一方が他方のものの共存ないし継起の充足的根拠を含んでいるところのものどもが、互いに連結されたものであると言われる。他方で反対に、それらの一方が他方のものの共存ないし継起の充足的根拠を含まないところのものどもは、連結されていないものである」(ヴォルフ『宇宙論』§ 10) (I.)。

²⁵ なお、「このことは不合理である」と訳した部分はラテン語原文だと “q.a.” となっている箇所である。この “q.a.” を Gawlick と Kreimendahl による羅独対訳の翻訳は一貫して「～が先行している」を意味する “quae antecedit/antecedent” の省略と解しているのに対して、この羅独対訳の翻訳書の後に刊行された Fugate と Hymers による英訳は「～は不合理である」を意味する “quod absurdum est” の省略と解している。それぞれの解釈に様々な理由があるが、ここでは、文意の明確さとマイアー訳に照らして後者の立場と同じ立場をとることにする (I.)。

²⁶ アカデミー版の § 279 は § 297 の誤植である (H.)。

*) der zureichende Grund. **) der unzulängliche.

§ 22.

何ものも充足的根拠なしにあるのではない、あるいは、或るものが定立されると、その充足的根拠としての或るものが定立される。あらゆる可能なものにおける各々すべては根拠をもち (§ 20)、したがって、あらゆる可能なものは充足的根拠をもつ (§ 21)。この命題は充足的根拠（適合）の原理と言われる²⁹。

§ 23.

あらゆる可能なものは根拠である、あるいは、何ものも帰結なしにあるのではない、何

²⁷ Cf. 「もし全く何もないとされるならば、それゆえに或るものがあるということは認められるべきではない。その理由は次の通りである。全く何もないがゆえに或るものがあると定立してみよ。すると、全く何も生じないということか、あるいは或るものが結果するということが認められるべきであることになるだろう。ところで、両者とも不合理である (§ 61, 68)。それゆえ、全く何もないがゆえに或るものがあるのではない」(ヴォルフ『第一哲学』§ 69)、「なぜあるのではないのではなくてむしろあるのかという充足的根拠なしにあるものは全くない。すなわちもし或るものがあると定立されるならば、その或るものがなぜあるのではないのではなくてむしろあるのかということが、そのゆえに知解されるところの或るものもまた定立されるべきである。その理由は次の通りである。なぜあるのではないのではなくてむしろあるのかという充足的根拠なしにあるものは全くないか、あるいは、なぜあるのではないのではなくてむしろあるのかという充足的根拠なしに或るものがあることができるかである (§ 53)。なぜあるのではないのではなくてむしろあるのかという充足的根拠なしに、Aがあると定立してみよう。その場合には、なぜAがあるのかということが、そのゆえに知解されるところのものは全く定立されるべきではない (§ 56)。だから、全く何もないとされるがゆえに、Aがあるということが認められることになるが、それは不合理であるがゆえに (§ 69)、充足的根拠なしには全く何もない。あるいは、もし或るものが定立されるならば、その或るものがなぜあるのかということが、そのゆえに知解されるところの或るものもまた認められるべきである」(同 § 70)、「それからなぜ何かがあるのが概念把握されるところの或るものが現前している場合、その何かは或る充足的根拠をもつ (§ 29)。それゆえ、そのようなものが全く現前していない場合、それからなぜ或るものがあるのが、すなわちなぜその或るものが現実的なものになりうるのが概念把握されるところのものは全くなく、それゆえその或るものは全く何ものでもないものから生じなければならない。したがって、無からではなく生じうるものは、なぜそれが存在するのかという或る充足的根拠をもつのでなければならない。というのもそれは、それ自体で可能なものでなければならない、もし私たちが必然的ではない諸物について語るのであれば、それが現実性へともたらされるところの或る原因をもつのでなければならない。ところで、無から或るものが生じうるということは不可能であるのだから (§ 28)、あるものであるところのものはすべて、なぜそれが存在するのかという自らの充足的根拠をもつのもなければならない。すなわちなぜそれが現実的なものになりうるのがそれから理解されるところの或るものが常にあるのでなければならない (§ 29)」(ヴォルフ『ドイツ語形而上学』§ 30) (I.)。

²⁸ マイアー訳では、「帰結において含まれているあらゆるものの根拠は、《充足的根拠》(ratio sufficiens, completa, totalis) である。《不充足的根拠》(ratio insufficiens, incomplete, partialis) とは、単に帰結において含まれている若干のものの根拠である」 (§ 19) となっている (H.)。

²⁹ マイアー訳では、「《何ものも充足的根拠なしにあるのではない》、あるいは、可能であるあらゆるものは、或るものを自己の充足的根拠としてもつ。というのは、事象において含まれているあらゆるものは可能であり (§ 8)、根拠をもち (§ 18)、したがって、その事象は充足的根拠をもつ (§ 19) からである」 (§ 20) となっている (H.)。

ものも褒美および報賞なしにあるのではない、何ものも全く不毛で無益で実りなきものではない、あるいは、或るものが定立されると、その帰結としての或るものが定立される。というのは、あらゆる可能なものは、帰結をもつか、それとも、もたないかである (§ 10)。それが帰結をもつなら、或るものがその帰結である (§ 8)。それが帰結をもたないなら、無がその帰結である (§ 7)。それゆえ、あらゆる可能なものの帰結は、無であるか、それとも、或るものであるかである (§ 10)。もし無が或る可能なものの帰結であるとするなら、無がこの可能なものから認識されうることになり (§ 14)、したがって、無が或るものであることになり (§ 8)、また、だから或る種の可能なものが不可能であることになる (§ 7, 8) が、このことは不合理である (§ 9)。この命題は帰結の原理と言われうる。

§ 24.

あらゆる可能なものは根拠であり、かつ、帰結である (§ 20, 23)。したがって、二重の連結において (§ 14)、連結されたものおよび根拠づけられたものであり (§ 19)、ア・プリアリにもア・ポステリオリにも認識されうる。この命題は両側から連結されたものども (先なる部分から、そして、後なる部分から) の原理と言われうる。

§ 25.

根拠 B の根拠 A は帰結 C の根拠である。B の根拠から、なぜ C があるのかが認識されうる (§ 23)。したがって、A は C の根拠である (§ 14)。

§ 26.

帰結 B の帰結 C は、根拠 A の帰結である (§ 25, 14)。

§ 27.

それに C が依存する或るもの B の根拠 A は、この C の《媒介的 (より上位の、遠い) 根拠》*) である。媒介的でない根拠は《無媒介の (最も近い) 根拠》**) である ³⁰。

*) mittelbarer und entfernter. **) unmittelbarer und nächster Grund.

§ 28.

《何かに即した [secundum quid] (中間の) 根拠》*) と言われるのは、なお、より上

³⁰ マイアーは自身の『形而上学』では、次のように敷衍している。「或る事象の媒介的で、遠く、より上位の [weit] 根拠とは、その帰結がその事象の根拠であるような根拠である。あるいは、根拠と、その帰結である事象の間になおいくつかの根拠があるような根拠である。あるいは、ただその帰結によらないしその帰結を介してのみ、事象の根拠であるような根拠である。しかし、或る事象の無媒介の根拠あるいは最も近い根拠とは、その帰結によらずに事象の根拠であるような根拠である。祖父母というものは、ただ彼らの子供を介してのみ、彼らの孫の根拠である。したがって、彼らは孫の媒介的な根拠である。しかし、両親は無媒介の根拠である。帰結は、その無媒介の根拠を顧慮すると無媒介の、あるいは最も近い帰結と呼ばれ、しかしその媒介的根拠を顧慮すると媒介的で遠い帰結と呼ばれる。子供は祖父母の媒介的帰結であり、両親の無媒介の帰結である」 (§ 40) (K)。

位の根拠をもつ根拠であり、それをもたない根拠は、《端的〔simpliciter talis〕な（究極的）根拠》**）と言われる。或るものの《諸々の根拠と帰結》は、相互の間でも根拠と帰結として考察され、《従属的な根拠と帰結》***）であるか、それとも、そうではなく、《同位的な根拠と帰結》****）であるかである³¹。

*)der Zwischen-Grund. **) der letzte Grund. ***) untereinander. ****) neben einander stehende Gründe und Folgen.

§ 29.

帰結が定立されると、その或る根拠が（§ 20, 14）、そして充足的根拠が（§ 22）定立される、あるいは、帰結から根拠へ、そして充足的根拠へ推論できる。

§ 30.

根拠が、したがってまた、充足的根拠が定立されると（§ 21）、帰結が定立される（§ 23）、あるいは、根拠から、そして充足的根拠から帰結へ推論できる。

§ 31.

根拠が、そして充足的根拠が廃棄されると、帰結としての或るものが廃棄される。なぜなら後者が定立されると、前者も定立されるはずだからである（§ 29）。

§ 32.

帰結が廃棄されると、その根拠が、そして充足的根拠が廃棄される。なぜなら、後者が定立されると、前者も定立されるはずだからである（§ 30）。

§ 33.

A と B が第三のもの C と連結されると、A と B は相互に連結されている。A は、B と

³¹ マイアー訳 § 25 では「端的な根拠」は「第一根拠〔der erste Grund〕」あるいは「究極根拠〔der letzte Grund〕」と訳されている。そのうえで、マイアーは自身の『形而上学』で以下のように「第一根拠」と「中間の根拠」を説明している。「或る事象の《第一根拠》とは、自らの外にいかなるより上位の根拠ももたないような根拠である。それは根拠をもちうるし、もたねばならないのであるが、しかしながら、それが第一根拠であるかぎりにおいては、それについていかなるより上位の根拠も自らの外には見いだされえない。たとえば、神は端的に世界におけるあらゆる物の第一根拠である。というのも、神は自らの外にいかなる充足的根拠ももたず、それは神自身のうちにあるからである。しかし、アダムは相対的に〔beziehungsweise〕あらゆる人間の第一根拠である、あるいは自らの外に人類のなかではいかなる父ももたない、第一の父親である。第一根拠は媒介的根拠か無媒介的根拠のどちらか、充足的根拠か不充足的根拠のどちらかでありうる。神はいま生きている人間の第一かつ無媒介的根拠である。神はまた、奇跡の第一の無媒介で充足的な根拠である。アダムはいま生きているあらゆる人間の第一かつ不充足的根拠である。《中間の根拠》とは、自身の根拠を自らの外にもつような根拠である。だから自然の諸力は世界における自然的な出来事の間際の根拠であるが、なぜならばそれらの力は自らの外に、神のうちに自身の根拠をもつからである。中間の根拠は決して充足的根拠ではないが、しかしそれは媒介的根拠でありうるか、無媒介的根拠でありうるかである。両親は子供の無媒介の中間の根拠であり、祖父母はその媒介的な中間の根拠である」（§ 40）（K）。

連結された C と連結されている。それゆえ、それについて B から、なぜそれがあるのか
が認識されうるもの〔述語〕が、A においてある。したがって、A と B は連結されている
(§ 19) ³²。

第 3 節 有

§ 34.

A であると定立されるか、それとも、A であるのではないと定立されるかであるものは、
《規定される》*) ³³。しかし、A であるか、それとも、non-A であるかとだけ定立される
ものは、《未規定的》**) である。あるいは、主語について、矛盾した諸述語に関して、
それらのうちの一方が主語に帰属するという以外に何も定立されない場合、この主語
は、これらの述語に関して、未規定的である。しかし、両者のうちの一方が主語において
定立されるなら、この主語は規定される。規定されうるものは《可規定的》***) である。
それゆえ、それについて、それが A であるか、それとも、それが non-A であるかが定立
されうるものは、可規定的である。

*) bestimmt. **) unbestimmt. ***) bestimmlich.

§ 35.

規定することの根拠は《規定するもの》*) である。それゆえ、あらゆる根拠は、充
足的なものは充足的に、不充足的なものは不充足的に、規定する (§ 34, 21)。したがっ
て、規定するものが定立されると、規定されたものが定立され (§ 30)、逆も真である (§
29)。規定されたものが廃棄されると、規定するものが廃棄され (§ 32)、逆も真である (§
31) ³⁴。

*) das bestimmende

³² マイアー訳では次のように説明されている。「というのは、A は、B と結合された C と結合されているし、
同様に、B は、A と結合された C と結合されている。それゆえ、ちょうど A において、B が A と共に第
三のものとして結合されている場合のほかは A において認識されえない述語があるのと同様に、まさに B が
A と共に第三のものとして結合されているがゆえに認識されうる述語が、B においてある。したがって、A は、
B から認識されうる述語をもち、B は、A から認識されうる述語をもつ、しかも、それら両者が第三のもの
として結合されているがゆえに。したがって、あらゆる事象は、このような連結のために、相互に根拠づ
けられており、そして、相互に連結されている (§ 14) (§ 28) (H.)。

³³ Cf. 「もし A が、それについて B が肯定されるべきであるところのものとして、あるいはそれについ
て B や E や F などが肯定されるべきであるところのものとして考察されるとすれば、A は規定されたも
のであることになるだろう。だから、規定されたものは、それについて或るものが肯定されるべきであ
るところのものである」(ヴォルフ『第一哲学』§ 112) (I.)。

³⁴ マイアー訳では、「規定するもの」(determinans) は「規定根拠」(Bestimmungsgrund, ratio
determinans) と訳されている。全文を挙げると、次のごとくである。「何故に或るものが規定されるか
の根拠は、《規定根拠》(ratio determinans) である。したがって、各々の充足的根拠はその帰結を充足
的な仕方、そして、各々の不充足的根拠は不充足的な仕方、規定する (§ 29,14,19) (§ 30) (H.)。

§ 36.

規定することによって或るものにおいて定立されるものども（徴表および述語）は、《規定》*）である。一方の積極的で肯定的な規定（§ 34, 10）は、それが真にそうなら、《实在性 [realitas]》である。他方の否定的な規定（§ 34, 10）は、それが真にそうなら、《否定性 [negatio]》**）である。仮象的否定性は《隠された实在性》であり、仮象的实在性は《空虚 [vanitas]》***）である³⁵。

*) Bestimmungen. **) Verneinungen. ***) Eitelkeit.

³⁵ マイアー自身の『形而上学』§ 48 を訳出して、注釈とする。「可能な事象のあらゆる規定の最も重要で主要な区分の一つは、それらの規定が实在性 [Realität] であるのか、それとも、否定性 [Negation] であるのかということに存する。すなわち、各々の規定によって、それによって規定された事象について、或るものが肯定されるのか、それとも、否定されるのかということに存する（§ 46）。単に肯定的であるように見える [zu seyn scheinen] だけでなく、実際にもそうである [auch in der That seyn] 肯定的規定は、《实在性》あるいは实在的な規定と言われる。これに反して、単に否定的であるように見えるだけでなく、実際にも否定する否定的規定は、《否定性》である。或るものが或る事象について正当に肯定されるなら、その或るものは、その事象に帰属し、その事象のうちに含まれている。それゆえ、实在性は、それによって事象が実際に或るものを獲得し、拡大あるいは増大されるようなその事象への真の付加物である。もし、それが欠けるなら、事象は実際により小さくなるであろう。たとえば、真理の判明な認識は、単に肯定的述語であるように見えるのみならず、実際にもそうである。このような認識を獲得する人間は真の付加物および増加を得る。そして、それを失う人は欠如を獲得する。したがって、それは实在性である。或るものが或る事象について否定されるなら、その或るものがその事象に欠けていることが表象される。したがって、否定性は実際に減少である。そして、事象は、それが否定性を獲得するなら、より小さくなる。ちょうど、实在性が付加と見なされるべきであるように、否定性は減らしと見なされる。たとえば、無知は認識の欠如であり、それを獲得する人は実際に或るものを失う。したがって、無知は否定性である。これらの概念は非常に重要である。なぜなら、私たちはそれらによってのみ、善と悪、完全性と不完全性を相互に区別することができるからである。このことは後の諸研究から明らかになるであろう。したがって、次のようなことに十分に注意しなければならない。[すなわち、] 或るものが、实在性であるのか、それとも、否定性であるのかを決定すべき場合には、それらを表現する言葉によっても、それらについてつくられる第一概念によっても眩惑されてはならない。実際、幾多の实在性を私たちは肯定的表現で名づけ、それらについてつくられる第一概念も肯定的である。たとえば知恵。この場合、表現は肯定的である。そして、それは諸目的の連関の洞察である、という知恵についての第一概念も肯定的であり、それは実際、实在性である。このような实在性は《明らかな、隠されていない实在性》である。しかしながら、私たち人間は、必ずしも、そのように考え、語るのを常としているわけではない。幾多の实在性が私たちによって否定的な言葉によって表現され、私たちがそれらについてつくる第一概念も同様に否定する。それゆえ、このような实在性は否定性であるように見えるが、しかし、それらは実際には、それではなく、それらは实在性であり、それらは《隠された、隠れた实在性》と呼ばれうる。たとえば無罪性。この言葉は否定的であり、同様に、その意味についてつくられる第一概念も否定的である。というのは、私たちは無罪の有を罪を犯さない有として表象するからである。しかし、無罪性は否定性であるのか。決してそうではない。それは最も優れた实在性の一つである。諸々の否定性も同様の事情にある。それらの幾つかを私たちは否定的表現で名づけ、私たちがそれらについてつくる第一概念も否定的である。このような否定性は《明らかな否定性》である。なぜなら、それらは単に否定性であるのみならず、そのようなものであるように見えもするからである。たとえば、認識が存在しない場合の無知がそうである。この場合、無知という表現は否定的な表現である。説明も否定し、無知は実際に否定性である。しかし、幾多の否定性を私たちは、肯定的表現で名づけ、私たちがそれらについてつくる第一概念も肯定的である。したがって、それらは、単に最初の見かけの上で实在性であるだけの《隠

§ 37.

可能なものの《諸規定》は、たとえまだ連結において考察されなくても、その可能なものにおいて表象されうるか、それとも、連結において考察される場合にはじめて、表象されうるかである (§ 10) が、前者は、《絶対的規定》*) であり、後者は、《相対的 [respectivus] (仮設的) 規定》**) である。可能なものどもの相対的諸規定は、《相対的なもの [respectus]》*** (状態 [habitus], τὰ πρὸς τι [何かに対してあるものども] ³⁶、外あるいは内への広義の関係 [relatio]) である。可能なものどもの相対的なものどもは、それ自体において考察される可能なものにおいて表象されえないなら、(狭義の、外への) 《関係 [relatio]》**** である。可能なものどもの諸関係は、可能なものの《外的 (関係的な、外への、外的) 規定》***** であり、残ったあらゆる規定は、《内的規定》***** である ³⁷。

*) dem möglichen an und vor sich betrachtet schon. **) beziehungs-weise zukommende Bestimmungen. ***) Beziehungen. ****) Verhältnisse. *****) äussre. *****) innre Bestimmungen.

§ 38.

B においてあるものどもが A においてあるなら、A と B は《同じ [idem]》*) である。同じでないものは《異なっている [diversus]》**) (他のものである) ³⁸。

*) einerley. **) verschieden.

§ 39.

可能なものの内的《諸規定》は、残った内的規定の、内的規定における端的にそのようなものとしての根拠であるか、それとも、そうでないかである (§ 10)。前者は、《第一の (主要な) 規定》あるいは《本質的なもの [essentiale]》*) である ³⁹。

*) die ersten oder wesentlichen Bestimmungen.

された否定性) である。そして、それらは、《空虚 [Eitelkeit]》と呼ばれうるのであって、大きな仮象を惹き起こすが、しかし、自己の背後に何もものもない。たとえば、悪徳は罪を犯す熟練である。悪徳は疑いもなく否定性である。しかしながら、名は肯定し、説明もそうである。したがって、真の实在性および否定性を認識し、単に仮象的なそれらから区別せんとするなら、言葉によっても、最初の瞥見によっても、誘惑されてはならず、或る規定が真の付加物に存するか、それとも、欠如に存するかを認めるために、より深く本性に通暁しなければならない。恐らく、それらについて私たちが、それらが实在性であるのか、それとも、否定性であるのかを判明には洞察しえないような諸規定が存在しうる。しかし、ここから私たちの説明の誤謬は帰結しない。あらゆる研究において私たちは人間知性の限界に達するのである」。

なお、バウムガルテンにおける「實在的」が「肯定的」を意味する理由、そして、このようなバウムガルテンにおける「實在的」とカントにおける二義的な「實在的」との関係については、檜垣『理論哲学形成』第1部第4章および「Realitätの二義性——中世から近世へと至る哲学史の一断面——」(『近世哲学研究』(近世哲学会) 第19号、2015年)を参照のこと (H.)。

³⁶ Cf. アリストテレス『カテゴリー論』(6a36-37) (I.)。

³⁷ マイアー訳 § 32 では、「絶対的規定」は「無制約的規定」(unbedingte Bestimmung) と訳され、「事象に端的に帰属する」と言われ、「相対的規定」は「制約された規定」(bedingte Bestimmung) と訳され、「事象に相対的に帰属する」と言われる。なお、「相対的なもの」(respectus) はドイツ語の Beziehung に当たり、「関係」(relatio) は Verhältnis に当たすることに注意されたい (H.)。

§ 40.

可能なものにおける本質的なものどもの総括、あるいは、可能なものの内的可能性は、《本質 [essentia]》*)⁴⁰（物のあること [esse rei]）、形相的根拠 [ratio formalis]、本性 [natura] (cf. § 430)、何性 [quidditas]、形相 [forma]、全体の形相的なもの、ούσία [ウーシア]、τίσις [ティノティス]、実体 [substantia] (cf. § 191)、有の第一の概念 [conceptus entis primus]) である。

*) das Wesen.

§ 41.

可能なものの内的諸規定は、本質の帰結であるなら、《変状 [affectio]》*) である。

*) innere folgende Bestimmungen.

§ 42.

本質的なものでない内的規定は、本質の帰結であり (§ 39, 40)、したがって、変状である (§ 41)。

§ 43.

可能なものにおいて本質が定立されると、諸変状が定立される (§ 41, 30)。

§ 44.

可能なものにおいて諸変状が定立されると、何らかの本質が定立される (§ 41, 29)。

§ 45.

本質が廃棄されると、何らかの諸変状が廃棄される (§ 41, 31)。

§ 46.

諸変状が廃棄されると、本質が廃棄される (§ 41, 32)。

§ 47.

可能なものあらゆる内的規定は、各々が各々と⁴¹相互に連結されている。というのは、

³⁸ マイアー訳では次のようになっている。「B においてもある諸規定が A においてあるなら、A と B は《同じ》であり、相互に一致する (eadem)。同じでないあるいは相互に一致しない諸事象は、《異なっている》(diversa, alia) (§ 33) (H.)。

³⁹ マイアー訳では次のようになっている。「事象の内的諸規定は、残りの内的規定の、その事象そのものにおいてその諸規定について見いだされる第一根拠であるか、それとも、そうではなく、前者の帰結であるかである (§ 10)。前者は、《本質的な部分》(essentialia, determinationes primae, principes) である。しかし、後者は、《変状》(affectiones) である」 (§ 34) (H.)。

⁴⁰ Cf. 「有において相互に抵触しないが、しかしながらそれ自体によっては互いに規定されもしないものどもは、本質的なものと呼ばれ有の本質的なものどもを構成する」(ヴォルフ『第一哲学』§ 143) (I.)。

各々の変状は本質的なものどもと連結され (§ 39)、本質的なものどもは本質と連結されるからである (§ 40, 14)。したがって、各々の規定は各々と連結されている (§ 33)。

§ 48.

《普遍的連結》*) (調和) は、各々すべてにおいてあるものである⁴²。

*) ein allgemeiner Zusammenhang.

§ 49.

可能なものの内的諸規定において普遍的連結がある (§ 47, 48)⁴³。

§ 50.

諸変状は本質において根拠をもつ (§ 41)、したがって、充足的根拠をもつか、それとも、不充足的根拠をもつかである (§ 21, 10)。前者は《属性 [attributum]》*) であり、後者は《様態 [modus]》**) (述定されうる附帯性あるいは論理的附帯性 (cf. § 191)、付随的なもの、第二次的述語) である⁴⁴。

*) Eigenschaften. **) Zufälligkeiten.

§ 51.

《諸属性》は充足的根拠を、あらゆる本質的なものにおいてもつか、それとも、若干の本質的なものにおいてのみもつかである (§ 50, 10)。前者は《固有の属性》*) であり、後者は《共通の属性》**) である。

*) besondere. **) gemeine.

§ 52.

可能なものどものあらゆる規定は、本質的なものであるか (§ 39)、それとも、属性であるか、それとも、様態であるか (§ 42)、それとも、関係であるか (§ 37) である。

§ 53.

あらゆる可能なものは、可能性に関して、規定されている (§ 34, 8)。したがって、そ

⁴¹ 「各々が各々と」は、マイアー訳では、「各々が残りの各々と」となっている (§ 37) (H.)。

⁴² マイアーは自身の『形而上学』において、「調和」について次のように補足している。「一般に《調和》ということで、各々のより大きな連関が理解されている。だから、二人の人物が或るより大きな連結のうちに立っているならば、彼らは調和しているのであり、音楽の協奏における調和は否定しようもなく音の連関の大きな度である。さて、普遍的な連関は常に普遍的でない連関よりも大きいのであるから (§ 28)、各々の普遍的な連関は調和と呼ばれる」 (§ 56) (K.)。

⁴³ § 48 および § 49 は、マイアー訳において、次のように説明される。「したがって、あらゆる事象のあらゆる内的規定の間に《普遍的連関》(nexus, harmonia universalis) がある。なぜなら、連関は、それがあらゆる各々において見いだされる場合に、普遍的だからである」 (§ 37) (H.)。

⁴⁴ マイアー訳では、「属性」(attributum) は「特性」(Eigenschaft) と、「様態」(modus) は「偶然的性質」(zufällige Beschaffenheit) と訳されている (§ 38) (H.)。

れ自体において可能なものは、内的可能性に関して、規定されている (§ 15)。この内的可能性は本質であるので (§ 40)、あらゆる可能なものは、本質をもち、本質に関して規定されている。それゆえ、汎通的に未規定なものは、無である (§ 7) ⁴⁵。

§ 54.

可能なものは、本質以外に (§ 53)、自己自身において共可能なあらゆる変状に関しても規定されているか、それとも、そうでないかである (§ 34, 10)。前者は《現実的〔actualis〕》*) であり、後者は《欠如的非有（無 (cf. § 7)）〔non ens (nihil) privativum〕》（単に可能なもの）**）と呼ばれる ⁴⁶。

*) würrcklich. **) das bloss mögliche, ein mögliches Nichts.

§ 55.

《存在〔existentia〕》*)（現実態〔actus〕 (cf. § 210)、現実性〔actualitas〕）は、或るものにおいて共可能な変状の総括である。すなわち、本質が規定の総括として考察されるかぎりにおいてのみ (§ 40)、本質あるいは内的可能性の補完である ⁴⁷。

*) Wirklichkeit.

§ 56.

可能なもののあらゆる内的規定は、その可能なものの本質に属するか、それとも、存在

⁴⁵ マイアー訳では次のようになっていいる。「可能であるあらゆるものは、可能性をもち、あるいは、可能性に関して規定されている (§ 29, 11)。したがって、an sich に可能であるあらゆるものは、内的可能性をもち (§ 15)、したがって、自己の本質をもち (§ 35)。それゆえ、あらゆる可能なものは自己の本質をもち、何ものも本質なしにあるのではない、そして、何らかの事象が自己の本質に関して未規定であることは不可能である。したがって、無は未規定である」 (§ 40) (H.)。

⁴⁶ マイアーは、自身の『形而上学』 § 59 で、「単に可能なもの」を non ens あるいは「無」と呼ぶバウムガルテンを批判する。「《単に可能な事象》は幾多の哲学者たちによって《非物》あるいはまた《無》とも呼ばれる (§ 21)。けれども、現実的でなく、単に可能である諸事象が全くの無と、そして、不可能と思われないように、これらの別表現を避けた方がよい。単に可能な事象は自己の本質を、そして自己の本質的な諸部分をもつ。それは、私たちが後で見るであろうように、あらゆる自己の特性をもちうるし、もたねばならない。それゆえ、それは、自己の本質の帰結である多くの他の内的規定をもつ。しかしながら、それが単に可能に留まる間は、その若干の内的規定は欠けていなければならない。あるいは、それは若干の内的述語に関して、まだ未規定であらねばならない。まだ生まれていない、そして、生まれないうであろう人間を表象する場合、その人間は、ドイツ人であるのか、ないのか？ その人間は、学者であるのか、ないのか？ その人間は、有徳であるのか、ないのか？ そして、その人間が現実的でない間は、私たちがまだ未規定のままにしておかねばならない十萬の、そして無限に多くのこのような問いが提出されるのではないのか？ 私たちが或る行為に着手せんとする場合、たとえば、誰かが家を買わんとする場合、行為がまだ現実的でない間は、それはまだ完全には規定されていない。売買が行われる場合に、その家はいくらであろうか？ 等々。これらの問いは答えられるか？ 各人は、その人間および、それについて私たちが語った行為は種々の点に関して既に規定されているのを見るが、しかしながら、それは、それらが完全には規定されていないかぎりにおいてであって、そうであるかぎりにおいては、それらは単に可能である」 (H.)。

に属するかである (§ 55, 42)。

§ 57.

あらゆる現実的なものは内的に可能である (§ 54)。あるいは、存在が定立されると内的可能性が定立される (§ 55, 40)。あること [esse] から可能であること [posse] へ推論できる。

§ 58.

内的に不可能なかなるものも現実的でない (§ 57)。内的可能性が廃棄されると、現実性が廃棄される (§ 55, 40)。あるいは、可能であるのではないこと [non posse] からあるのではないこと [non esse] へ推論できる。

§ 59.

或る種の可能なものは現実的でない (§ 54)。あるいは、或る種の可能性が定立されて

⁴⁷ バウムガルテンの「存在」概念と、そのカントへの関係については、檜垣『理論哲学形成』第1部第1章第2節、第2章第1節および第2部終章を参照のこと (H.)。

またマイアーは、この節を自身の『形而上学』において以下のように敷衍している。「或る事象の現実性 [Wirklichkeit] はしたがって、その事象において本質をのぞいてとも可能であるようなあらゆる内的規定の総括である。ひとがあらゆる内的かつ独立に [vor sich] 可能な規定を現実性に数えようとするならば、現実性は不可能なものとなるだろう。なぜならば、多くの内的規定は相互に矛盾するからである。たとえば博学と無学、認識と無知などのように。したがって、或る事象の現実性には、常にただ本質をのぞいた、一般的にも特殊的事情においても相互に矛盾しないようなあらゆる内的規定が数えられなければならない。生きている人間は今日現実的であり、彼はまた明日も現実的である。彼の今日の現実性には、彼が明日もつだろうあらゆる規定が属するわけではない。そうではなくて、今日彼において相互に可能な規定が属するのである。関係は必然的に或る事象の現実性に属するわけではない。多くの事象は確かに、それが特定の関係をもたないならば、現実的ではありえない。たとえば、この世界において現実的となるべきものは、或る場所において、或る時間に、そして無数の他の関係のうちで現実的となる。それゆえ、そのような物の現実性にはまた関係も属するのである。しかしながら、私たちはここで、あらゆる可能な場合に及ぶ現実性についての説明を与えるべきである。さて、神は、彼の外に何もものないとしても現実的でありうるのだが、そのとき神はあらゆる関係を欠いて現実的であるということになるだろう (§ 49)。したがって、関係は必然的に現実性の概念に属するわけではない。本質はいわば物全体のための設計図、草稿、見取り図であり、現実性はこの草稿の完成なのである。或る可能な事象において、若干の数の内的規定が可能である。ところで、その事象が現実的でないかぎりにおいて、その事象には、それが全部あるべきならばもたなくてはならない多くの規定が欠けている。そしてその事象が現実的になるやいなや、それはそうした規定を得るのである。したがって、或る事象の現実性は、それによってその事象が満たされるような、その本質ないし内的可能性に対する追加 [Zusatz] と見なされうる。あるいは、その本質の補完 [Erfüllung] と見なされうる。各々の可能な事象において、それは二様の仕方でも可能なものとして表象されなければならない。すなわち、一方では本質的なものの総括である本質、他方ではあらゆる残りの内的規定を自らのうちに含む現実性としてである。それゆえ、或る事象のあらゆる内的規定は、その本質かその現実性に属する。そして、本質に属さない内的規定は現実性に属するのであり、現実性に属さない内的規定は本質に数えられなければならない。したがって、特性と偶然的性質は事象の現実性に属する」 (§ 60) (K.)。

も現実性は廃棄されうる。あるいは、或る種の可能であること〔*posse*〕からあること〔*esse*〕へ推論できない。

§ 60.

或る種の現実的でないものは可能である (§ 59)。現実性が廃棄されても、あらゆる可能性が廃棄されるわけではない。あるいは、あるのではないこと〔*non esse*〕から全く可能であるのではないこと〔*omnino non posse*〕へ推論できるわけではない。

§ 61.

存在に関して可規定的な可能なものは、《有〔*ens*〕》*) である⁴⁸。

*) ein Ding.

§ 62.

《非有〔*non ens*〕》*) (否定的非有〔*non ens negativum*〕 (cf. § 54)) とは、存在に関して可規定的でない可能なものことであろう (§ 61)。しかし、これは不可能なものである (§ 10)。そして、それが、有であるように見えるなら、それは《虚構の有〔*ens*

⁴⁸ マイアー訳では次のようになっている。「《物》(*ens*) とは、現実性に関して規定されうるかぎりにおける可能なものである。あるいは、それについて、それは現実的であるか、それとも、そうではないが、それにも拘らず、現実的でありうるかであるということが表象されうるかぎりにおける可能なものである」 (§ 46) (H.)。

Cf. 「存在することができるもの、したがってそれに存在が抵触しないところのものが有と言われる」 (ヴォルフ『第一哲学』 § 134) (I.)。

また、マイアー自身の『形而上学』 § 65 では、「物」と「可能なもの」との区別が、次のように解説される。「物によって、現実的であろうが、あるまいが、現実的でありうるかぎりにおけるあらゆる可能なものが理解される。あるいは、それと現実性が矛盾しないかぎりにおける可能なものが理解される。物であるあらゆるものは可能でもある。そして、可能であるものは物でもある。しかしながら、まさに同一の事象が、異なる観点において、可能なものとも物とも呼ばれるのである。その事象は、私たちがそれを或るものとして表象するかぎりにおいて、可能なものと呼ばれ、いかなる矛盾も含まない。そして、私たちがこの或るものを表象せんとする場合、現実性において考える必要はない。しかしながら、私たちが或る事象を物と呼ぶ場合、このことは現実性との関係において起こる。そして私たちはそれを、私たちが、それは現実的であるのか、それとも、現実的でありうるかであるということを表象するかぎりにおいて、物と呼ぶ。私たちがなおよりよく、可能であるあらゆるものは物であるということを確信するために、ただ、現実性は本質と矛盾せず、それゆえ本質と並んで可能である一つの実在性であるということを確認しさえすればよい。というのは、現実性は、本質以外に可能であるあらゆる内的規定の総括であるので (§ 60)、現実性は本質と矛盾する何ものも含まないからである。しかし、現実性は一つの実在性でもあるのか? もちろん、そうである。というのは、事象は現実性によって付加物および真の増加を獲得するからである (§ 48)。実際、有限な諸物の現実性は多くの欠かおよび否定性も含む。しかしながら、そこからは単に、現実性は、それが、本質から帰結するより多くて大きな実在性を含めば含むほど、大きいので、いかなる有限な物も最大の実現性をもつわけではないということが帰結するだけである。しかし、そこからは決して、全くいかなる実在性でもなく、単に欠如に、そして否定性に存する現実性がありうるということは帰結しない。したがって、現実性は本質と同時に可能な一つの実在性であるということ、あるいは、可能であるあらゆるものは現実的でありうるのであって、それゆえ、物であるということとは否認しえない」 (H.)。

fictum)》**) (空理的理性の有 [ens rationis ratiocinantis] (cf. § 647)) である⁴⁹。

*) ein Unding. **) ein erdichtetes Ding.

§ 63.

あらゆる有は、可能であり (§ 61)、根拠 (§ 20)、充足的根拠 (§ 22) および帰結 (§ 23) をもち、したがって、二様に連結されており (§ 24)、本質 (§ 53) および諸々の本質的なもの (§ 40) を、したがって諸変状 (§ 43) を普遍的連結においてもつ (§ 49)。有のあらゆる規定は、本質的なものであるか、それとも、属性であるか、それとも、様態であるか、それとも、関係 [relatio] であるかである (§ 52)。有が定立されると、その本質が定立され、したがって、あらゆる本質的なものが定立される。本質が廃棄されると、有が廃棄される。本質的なものが廃棄されると、本質が廃棄され、したがって、有そのものが廃棄される (§ 53, 40)。結局、有のあらゆる内的規定は、その本質にか、それとも、存在にか属する (§ 56)⁵⁰。

⁴⁹ マイアー訳では次のようになっている。「《非物 [Unding]》(non ens negativum) とは、可能ではあるが、しかし、現実性に関して規定されえないであろうようなものことであろう (§ 46)。しかし、あらゆる可能なものは現実的であるか、それとも、そうでないかであり、それゆえ、物であるがゆえに (§ 10)、非物は無である。そして、それが物であるように見えるなら、それは《虚構の物 [erdichtetes Ding]》(ens fictum, ens rationis ratiocinantis) と呼ばれる。あるいは、それは、それについて単に、その表象は、表象として考察されて、可能性および現実性をもつと言われうる物である」 (§ 47)。

エーベルハルトは次のような注釈を付け加える。「すなわち、非物は、それについて像が想像力においてつくられうるかぎりにおいて、物であるように見える。しかし、それについて直ちに、それが分析されるやいなや、その対象はいかなる外的作用ももちえないということが洞察される」。

マイアー自身は、『形而上学』 § 65 の先の箇所に続けて、次のように解説する。「それゆえ、もし、現実的でなく、また、現実的でありえない可能な事象を《非物》と呼ばんとするなら、非物は端的に不可能なもの、そして矛盾したものである。その概念は矛盾を含んでいる。それは可能であるべきであるが、しかし、現実的でありえない。しかしながら、あらゆる可能なものは現実的でもありうるということが証明された。往々にして《虚構 [Erdichtung]》あるいは虚構の物によって、私たちに物であるように見えるかぎりにおける非物が、あるいは、私たちに、それが物であるかのように現われる場合の無が理解される。したがって、正しく考え、諸々の誤謬に細心の注意を払わんとする人は、あらゆる自己の認識において、これらの虚構に注意を払わねばならない。けれども私たちは心理学において、これらのうちに数えられてはならない他の種の虚構が存在するというものを覚るであろう」。

九一 カント『判断力批判』 § 91 において、ens rationis ratiocinantis は ens rationis ratiocinatae に対置されている (H.)。

なお、ratio ratiocinans と ratio ratiocinata という対置を行う議論の淵源としては、スアレス『形而上学 討論集』(Disputationes metaphysicae, 1597) 第7討論が挙げられる。実在的区別 [distinctio realis] とは別の概念的区別 [distinctio rationis] についての説明がなされる箇所でスアレスは、「物において基礎をもたないような区別」が ratio ratiocinans の区別と言われ、「物において基礎をもつような区別」が ratio ratiocinata の区別と言われていると述べている (I.)。

⁵⁰ マイアー訳では、「物そのものが廃棄される」の後に次のような説明が付け加えられている。「あるいは、同時に、それが物であるということ、あるいは、それが同一の物であるということが否認されねばならない」 (§ 48) (H.)。

§ 64.

有の諸属性は本質によって充足的に規定される (§ 35, 50)。したがって、本質が定立されると、属性が定立される (§ 35)。それゆえ、有が定立されると、その属性が定立され (§ 63)、属性が廃棄されると、本質および有が廃棄される (§ 35, 63)。

§ 65.

有の諸様態は本質によって充足的には規定されず (§ 50, 35)、したがって存在に関して規定されない (§ 55)。それゆえ、有は、現実的な諸様態に関して本質によっては未規定的である (§ 34, 54)⁵¹。すなわち、諸様態は物の本質を損なわずに、それから離れてあることも、それと共にあることもできる。

§ 66.

存在は、本質と抵触せず、本質と共可能的な (§ 50, 55) 実在性 (§ 36) である。

§ 67.

差異性〔*diversitas*〕の認識は《区別》*) である。そして、区別することにおける区別の根拠は、《相違〔*discrimen*〕》(違い〔*differentia*〕、特徴〔*character*〕、広義の区別的特徴、cf. § 350, 徴表〔*nota*〕、特徴的徴表)** である。ところで、有のあらゆる規定は、そこから、その有が未規定的でもなければ、他の仕方では規定されもしないということが認識されうるものである (§ 36, 34)。それゆえ、あらゆる規定は、有の相違である (§ 38, 14)⁵²。

*) *Unterscheidung*. **) *Unterscheid, Merkmal, Kennzeichen, Unterscheidungs-Zeichen*.

§ 68.

有の相違は、外的あるいは関係的であるか、それとも、内的であるかである (§ 67, 37)。そして、後者は、本質に属する本質的なものであるか、それとも、存在に属する附帯的なものであるかであり (§ 56)、絶対的であるか、それとも、相対的であるかである (§ 37)。

⁵¹ マイアー訳では、「本質によっては未規定的である」の後は、次のようになっている。「あるいは、或る偶然的な性質が或る物において現実的であるべきなら、その本質にお別根拠が付け加わらねばならない。あるいは、《偶然的な諸性質は物において、その本質を損なうことなしに、現実的でも、現実的でなくもありうる》」 (§ 50) (H.)。

⁵² マイアー訳では次のようになっている。「差異性の認識は《区別》(*distinctio*) であり、他のものから区別される事象において見いだされる区別の根拠は、《事象の徴表》あるいは区別部分 (*discrimen, differentia, character, character distinctivus latius dictus, nota, nota characteristic*) である。ところで、物の各々の規定は、そこからその物が、未規定的でもなければ、他の仕方では規定されもしないということが認識されうるような、その物における或るものである (§ 29, 31)。したがって、物の各々の規定はその物の徴表である。そして、諸物の規定の種類が存在するのと同じだけ多くの、それらの物の徴表の種類が存在する (§ 39) 」 (§ 52) (H.)。

§ 69.

内的相違はそれ自体において考察された有において表象されうる (§ 68, 37)。したがって、どんなふうであれ認識されうるのであり、あるいは《与えられ》*) うる。与えられたものどもを私たちは、(共現前 [compraesentia] なしに) 他のものを顧慮することなしに、他のものへの関係なしにすら《把握し》**)、知解する、すなわち、判明に認識することができるか、それとも、そうできないかである。前者は《質》***) であり、後者は《量》****) である⁵³。

*) angegeben werden. **) begreifen und verstehn. ***) Beschaffenheiten. ****) Grössen.

§ 70.

質に関して同じものどもは《似ている》*)。量に関して同じものどもは《等しい》**)。両者に関して同じものどもは《一致している》***)。質に関して異なったものどもは《似ていない》****)。量に関して異なったものどもは《等しくない》*****)。両者に関して異なったものどもは《一致していない》*****)⁵⁴。

*) ähnlich. **) gleich. ***) gleichartig. ****) unähnlich. *****) ungleich. *****) ungleichartig.

⁵³ マイアー訳では次のようになっている。「物のあらゆる内的規定は、なるほど、その物において an und vor sich selbst に考察されて、一般に表象されうるが (§ 23)、しかし、ここから、それらが、それらが物において単に an sich selbst に考察され、表象される場合に、残らず判明にも認識されうるということは帰結しない。したがって、私たちは物の内的規定を、それを別の或るものに対するその *Beziehung* あるいは *Verhältnisse* において考察することなしに、判明にも認識しうるか、それとも、私たちはこのことをできないかである。前者であるなら、物のそのような内的規定はその物の《性質 [Beschaffenheit]》(qualitas) であり、後者であるなら、それは《量 [Grösse]》(quantitas) である」 (§ 53) (H.)。

⁵⁴ この節について、マイアーは自身の『形而上学』においていくつかの例を挙げながら説明を加えている。全文を引用して注とする。「複数の物が相互に一致している、ないし相互に区別されているならば、それらはその内的規定か関係 (§ 49) のどちらかに関して、相互に一致している、あるいは相互に異なっている。そして前者の場合であれば、その性質に関してか、その量に関してか、あるいは同時にそれら両方に関して、相互に一致しているか相互に異なっているかのいずれかである (§ 69)。性質に関する複数の物の一致は《類似性》であり、性質に関する差異性は《非類似性》である。それゆえ、似ている物は同じ性質をもつのでなければならず、諸物が相互に似ていると呼ばれるならば、そのときそれらの量は問題とされていない。そうではなくて、私たちが小さな物を大きな物と似ていると呼ぶのは、そのうちに、一つあるいはいくつかの、他方のうちにもまたあるような性質が見いだされることに私たちが気づいたときである。だから、子供の顔立ちが父親の顔立ちがそうであるようにあるならば、その子供は父親に似ていると呼ばれる。人間は神に似ていると呼ばれるが、なぜなら人間は知性や理性、賢さ [Klugheit]、そして他の多くの性質を神と共通してもっているからである。したがって、より多くの性質を似ている諸物が相互に共有していればしているほど、この性質がより重要であり大きいものであればあるほど、その類似性はいっそう大きくなるが、それらが共有する性質がより少なく小さいものであればあるほど、類似性もいっそう小さいものである。人間は理性的でない他の動物よりも、他の各々の人間とより似ている。なぜなら、人間は、人間と理性的でない動物が共有しているよりも多くかつより大きい性質を他の人間と共有しているからである。似ていない物は常に異なる性質をもち、より多くかつより大きい異なる性質に関して異なるのであればあるほど、いっそうそれらの非類似性は大きくなる。神は人間が所有していない完全性をもっているので、神と人間は相互に似ていない。そして神は、人間には帰属しな

§ 71.

単に似ているものどもは一致していない。したがって、量的に違っている (§ 70)。したがって、量は単に似ているものどもの内的相違である⁵⁵。

第4節

一なるもの

§ 72.

有の諸規定は、同時に定立された諸規定から若干の規定が廃棄されるなら、《分離される》*)。したがって、同時に定立された諸規定のうちのいかなる規定も廃棄されえないなら、それらは《不可分離的》**)である。

*) werden getrennt. **) unzer trennlich.

§ 73.

有が定立されると、本質が定立され (§ 63)、それゆえ、本質的なものどもの総括が定立される (§ 40)。したがって、有が定立されると、同時にあらゆる本質的なものが定立

いきわめて多くかつ無限の完全性をもっているので、神と人間の間にはきわめて大きな非類似性がある。量に関する物の一致は《等しさ》であり、量に関する差異性は《等しくなさ》である。それゆえ、等しい物は同じ量をもつ。そして、量においては常に若干の性質が前提されるにもかかわらず、ひとはそれらが同じ量をもつということにだけ気づくならば、それらがいかなる性質をもつのかについては考えることなく、やはり物を相互に等しいと呼ぶのである。だから、一方の人間の身長や身分、知性が他方の人間のそれと同じ大きさであれば、二人の人間は身長や身分、知性に従って等しいと呼ばれる。しかし、二人の人間が身長や身分、知性に従って相互に異なっているならば、彼らは等しくない身長、等しくない身分、知性によって異なると言われるのである。そして或る物においては異なる多様な量が見いだされうるので、等しい物の等しさは、それらが相互に共有する量がより多くより大きいほど、いっそう大きくなる。そして、それらが共通して所有する量がより少なく小さいものであればあるほど、等しさは小さくなる。或る人間は、彼が他の人間と同じ身長を有するならば、既にその人間と等しい。しかし、彼がまたその他の人間と等しい身分、収入、知性、徳などを所有しているならば、より等しくなるだろう。等しくなさについてもまた事情は同様である。より多くかつ大きい量によって等しくない物が相互に異なっているほど、それらはいっそう相互に等しくなくなる。しかし、より少なく小さい量によってそれらが異なっているならば、それらはいっそう少なく相互に等しくないのである。だから、学者と無学な者の間には知性の点で、二人の学者の間にあるものよりも、より大きい等しくなさがある。様々な観点に関して、二つの物が同時に似ていて似ていない、等しくて等しくない、似ていて等しい、似ていなくて等しいことがありうるということは容易に理解される。これらの概念の経験に基づいた実例は、私たちがここでわざわざ取り上げようとは思わないほどにたくさんある。そして、いかなる物もそれだけでは似ているとか等しいと呼ばれることはできず、常にそれと似ているとか等しいと呼ばれるための何か他のものが考えられなければならないのだから、事象のあらゆる一致、類似性、等しさ、差異性、非類似性、等しくなさは、その事象に相対的に帰属するような、事象の規定である」 (§ 70) (K)。

⁵⁵ マイアー訳 § 54 の後半には次のような説明がある。「物の性質は、それによってその物が、その物との不等性が気づかれない諸物から区別されうるような、その物の内的徴表であることができ、量は、それによってその物が、その物との不似性が気づかれない諸物から区別されうるような内的徴表であることができる」(H.)。

される。しかも、何ものも廃棄されえないというふうにならざる (§ 63, 40)。それゆえ、有の本質的なものどもはそれ自体によって不可分離的である (§ 72, 15)。その諸規定が不可分離的であるものは《一なるもの》*) であり、しかもその諸規定がそれ自体によって不可分離的であるものは《超越論的に一なるもの》**) である。それゆえ、あらゆる有は超越論的に一なるものである⁵⁶。

*) Eins. **) wesentlich eins.

§ 74.

一部は同じで一部は異なる一なるもの A と一なるもの B 等々は《多なるもの》*) である。私たちが考えうるものはすべて、多なるものであるか、それとも、多なるものでないかである (§ 10)。前者の規定は《多性 [multitudo]》(複数性 [pluralitas]) **) であり、後者の規定は《範疇的一性 [unitas categorica]》***) である⁵⁷。

⁵⁶ マイアー訳の § 55 は次のようになっている。「物の諸規定は、それらが同時に定立された後で、それらから若干のものが廃棄されるなら、《相互に分離される》、あるいは、離される (separantur)。《不可分離性》(inseparabilitas) は分離の不可能性である。その諸規定が相互に分離されえない物は《一なるもの》(unum) であり、《一性》(unitas) とは、諸規定の不可分離性、あるいは、分離の不可能性である。したがって、それは、無制約的な不可能性であるか、それとも、制約された不可能性であるかである (§ 15, 16)。前者は《無制約的一性》(unitas absoluta, transcendentalis) であり、後者は《制約された一性》(unitas hypothetica) である」。

また、§ 56 は次のようになっている。「あらゆる物は本質を、そして、それらのあらゆる本質的な部分および特性をもつが、このことは、或る本質的な部分あるいは特性が残りのそれらから離されるということが端的に不可能であるというふうにならざる (§ 48, 49)。したがって、あらゆる物は無制約的一性をもつ (§ 55)。あるいは、各々すべての物は端的に一なる物である」。

マイアーは、バウムガルテンが「超越論的」(transcendentaliter)、「本質的」(wesentlich) と言うところを、「無制約的」(unbedingt)、「絶対的」(absolutus)、「端的」(schlechterdings) としている (H.)。

⁵⁷ エーベルハルトは次のような注釈を付け加えている。「一性は、数の根本部分と見なされるなら、数的一性である」(§ 57) (H.)。

また、マイアーは自身の『形而上学』§ 74 において「多性」と「範疇的一性」ないし「一性」の関係を次のように説明している (マイアーは独訳では「範疇的一性」という訳語を使用しているが (cf. § 57)、自身の『形而上学』ではこの語を用いておらず、単に「一性」としている)。さて、「私たちは、私たちが考えるあらゆるものを、一なるものか多なるものとして表象する」のであるが、私たちは「《多なるもの》を想起するたびごとに、その各々が一なるものであり、一部は相互に異なるが一部は相互に一致するような、一連の物を表象する」。たとえば、複数の人間や複数枚のターラー銀貨、あるいは星々を考えるさいに、私たちは「一部が同じで一部は異なる一連の人間、ターラー、星を表象する」とともに「各々の人間、ターラー、星を一なるものとして表象する」のである。すなわち、マイアーによれば、私たちが相互に異なるものとして表象する複数のものについて、「私たちはそれらをまず、私たちがそれらを多なるものとして表象し、多なるものと呼ぶ前に、常に特定の類のもとに数えて、共通した名前と呼ぶのである。たとえば、犬、人間、馬、猫などのように」。したがって、マイアーは「多なるもの」を特定の「類」のもとにまとめることによって、それらを「一なるもの」として見ることができると考える。ところで、マイアーは形而上学においては一なるものを「一性」と語るのが常であると述べている (cf. § 75)。それゆえ、マイアーはこのような「類」の観点から考察された「一なるもの」ないし「一性」を「範疇的一性」と捉えていると言えよう。

なお、マイアーは自身の『形而上学』§ 75 では、「一ターラーはたくさんのグロッシェンである」という例を挙げて、或る一つの事象が様々な観点から見られることで「矛盾することなく一なるものかつ多なるものと呼ばれる」ということにも言及している (K.)。

*) Viele. **) die Vielheit, Mehrheit. ***) die Einheit.

§ 75.

有の各々すべての規定は一なる規定であり (§ 73)、同じ有の規定であるかぎりにおいて一部は同じであるが、一部は異なっており (§ 38)、したがって、多なるものである (§ 74)。それゆえ、多性はそれ自体において考察された有において与えられうる (§ 69)、そして、その内的相違である (§ 37)、けれども、他の一なるものを顧慮することなしには、私たちはそれを知解することができないので (§ 74, 38)、したがって、多性は量である (§ 69)⁵⁸。

§ 76.

諸規定の不可分離性は、それが分離の不可能性であるので (§ 72)、絶対的であるか、それとも、仮定的であるかである (§ 15, 16)。したがって、一性は絶対的であるか、それとも、仮定的であるかである (§ 73)。

§ 77.

多なるものであるのではないかぎりでは、あるものすべては、《唯一のもの》(排他的にそのような一なるもの) *) である⁵⁹。

*) *Einzig*.

第5節
秩序

§ 78.

多なるものが相並んで、あるいは、相次いで定立されるなら、それらは《結合される》*)。複数のものの結合は、一様 [*idem*] であるか、それとも、様々 [*diversus*] かである (§ 10, 38)。前者であるなら、それは《秩序づけ》**) であり、その同一性は《秩序》***) である。秩序の学は、かつて《広義の音楽論》であった⁶⁰。

⁵⁸ マイアー訳では次のようになっている。「物の諸規定の各々は一なるものである (§ 56)。ところで、それらは、それらが同一の物の規定であるがゆえに、一部は同じであり (§ 33)、一部は相互に異なっている (§ 32, 34, 38)。したがって、それらは多なるものである (§ 17)。それゆえ多性は *an sich* に考察された各々の物において表象されうる。そして、それは、あらゆる可能な物の内的規定である (§ 32)。しかし、私たちはそれを、それを他の一なるものとの関係において考察することなしには、判明に認識しえないので (§ 57)、それは量である (§ 53)。したがって、あらゆる可能なものは量をもつ (§ 58) (H.)。

⁵⁹ マイアー訳では次のようになっている。「現にあるもの、多なるものでないもの、あるいは、一なるものは、それが多なるものから区別されているかぎりにおいて、《唯一のもの》(*unicum, unum exclusive tale*) である」 (§ 59) (H.)。

Cf. 「それに対して似ているものが与えられないもの、あるいは自らと似ているものをもたないものが唯一のものと言われる」(ヴォルフ『第一哲学』§ 283) (I.)。

*) verbunden werden. **) zusammenordnen. ***) Ordnung.

§ 79.

より多なるものの結合における差異性は《混雑》(無秩序) *) である。不可分離的なものの結合は《合一》**) である⁶¹。

*) Unordnung und Verwirrung. **) Vereinigung.

§ 80.

あらゆる《規定》は根拠をもつが (§ 20, 36)、或る規定された根拠から認識されうる規定はどれも、《根拠に適った》(適合した、合致した) *) と言われる。

*) dem Grunde gemäss, übereinstimmig und zukommend.

§ 81.

A が定立されると B が廃棄されるなら、A と B は対立している *)⁶²。

*) entgegen gesetzt, mit einander streitend.

§ 82.

根拠に適った規定に対立した規定は、根拠に背反した(適わない、不適合の)規定あるいは《欠落 [defectus]》*) である⁶³。

⁶⁰ マイアー訳では次のようになっている。「多くの事象が相並んで、あるいは、相次いで定立されるなら、それらは《集まっている》(coniuncta)。多くの事象の集まりは、一様 [einerley] であるか、それとも、様々 [verschieden] であるかである (§ 33)。前者であるなら、それは、諸事象の《秩序づけ》(coordinatio) であり、秩序づけにおける一致は《秩序》(ordo) である。秩序の学は、かつて広い意味で《音楽論》と呼ばれた」 (§ 60) (H.)。

⁶¹ マイアー訳 § 61 は次のごとく。「多くの事象の集まりにおける差異性は、《無秩序》(confusio, inordinatio) である。不可分離的な諸事象の集まりあるいは総括は、《合一》(unitio) であり、あるいは、多くの事象が、それらが相互に分離されえないというふうに総括されるなら、それらは相互に一つにされる、あるいは、合一される」(H.)。

⁶² このバウムガルテンの「対立」概念を、カントは名目的に受け継ぎながら、換骨奪胎する。檜垣『理論哲学形成』第二部第三章を参照のこと (H.)。

⁶³ defectus (欠落) と privatio (欠如) はカントにおいては重要な区別をもつ。後者は、根拠となる二つの実在性 (Realität) の対立 (実在的 (real) 対立) の帰結としての否定性 (Negation) を特に名づける言葉として使用され、そうした対立から生じるのでないかぎりにおけるあらゆる否定性を呼び表わす前者から区別されるのである。たとえば、「快」と「不快」の対立は実在的な対立であるが、その帰結である「均衡」(Gleichgewicht) は privatio としての否定性であり、「快」および「不快」のそれぞれの defectus としての否定性は「無頓着」(Gleichgültigkeit) である (Vgl. II 180f.)。詳しくは、檜垣『理論哲学形成』の第一部第二章第二節を参照のこと (H.)。なお、privatio については § 137 を見よ (I.)。

マイアーは、自身の『形而上学』§ 79 において例を挙げながら「欠落」について詳細な解説をしている。以下、全体を訳出して注釈とする。「根拠に適った規定に、根拠に適っていない、あるいは背反した諸規定が対置されると、それらの諸規定は《欠落 [Mangel]》と呼ばれる。すなわち諸物は、それらが同時に可能ではないならば、互いに対置されている。あるいは、一方が取られるやいなや他方が脱落 [wegfallen] しなければならない場合や、一方が他方を廃棄する場合、一方が他方が否定するものを肯定する場合に、諸物は互いに対置されている。これらの諸物の各々は独立に可能でありうるのだが、それらが同時にかつともに取られるやいなや、矛盾が生じる。だから、寒さは暖かさに対置されており、昼

*) Mangel.

§ 83.

根拠に適った規定を言表する命題⁶⁴は《規範》(規則*)、法)である。それどころか《広義においては》、根拠に適った規定の表象もそれである。

は夜に対置されている。寒くなるのであれば、暖かくはなくなるのであり、昼によって夜は追い出されるのである。ところで、或る規定が根拠に適っていないならば、それは根拠に適った規定に対置されており、欠落と呼ばれる。それゆえ、或る種の根拠から、なぜ或る規定があるのか、そしてなぜそれが他でもなくそのようにあるのかということが認識されえないならば、その規定はその根拠に背反している。ひとが可視的な事象を妥当な距離において妥当な光のもとで判明に見るといことが、目の根拠である。この状況において、それにもかかわらず正しく見ない者の目は、根拠に適って規定されておらず、彼は欠落を、あるいはまた——これはしばしば同じことを意味するのであるが——欠陥 [Fehler] を目においてもつのである。全く同じ規定は根拠に適い、かつ他の根拠に背反してあることができる。たとえば、人間の行為は人間の固有の名誉に適い、かつ神の名誉に背反しうる。それどころか、或る規定は全く同じ根拠に適いかつ背反しうるのであるが、それはその規定の多様の何か或るものは根拠に適うが、それ以外のものがその根拠に背反するという場合である。たとえば、悪い行為が善い意図をもつならば、それは同時に適法的 [rechtmäßig] でありかつ非適法的である。この考究はまたきわめて有益であるが、とりわけ道徳においてそうである。したがって私たちは、欠落の様々な度を詳細に考究する労苦をいとわない。第一に、規定においてより多くのものが根拠に背反すればするほど、そして規定において根拠に背反するものが大きければ大きいほど、それはより大きい欠落となる。あらゆる罪は道徳的欠落であり、私たちはそれゆえここで罪を例として用いる。罪は、それが多くの罪深い意図をもつならば、少ない罪深い意図をもつ場合よりも、より大きい罪である。それとともに行為が企てられるところの精神状態 [Gemüthsfassung] は、行為においてもっとも重要なものである。しかし、罪深い精神状態から生じる行為は善い心なし [Gesinnung] から生起する行為よりもはるかに大きい罪であり、別の次元 [Stück] において罪深いということは誰もが知っている。第二に、行為がより多くの根拠に背反していればいるほど、それはより大きい欠落となる。罪は常にそれがより多くの法に背反しているほど大きくなる。第三に、規定がそれに適っていない根拠が大きければ大きいほど、それはより大きい欠落となる。たとえば、それによって神の名誉が曇らされるような罪は、それがただ私たちの固有の名誉だけを傷つける場合よりも、より大きい罪である。ここから、四つのすぐれた真理が出てくる。(1) 充足根拠に背反する規定は、ただ不充足根拠にだけ背反する規定よりもより大きい欠落である。というのも、充足根拠は不充足根拠よりも大きいものだからである (§34, 27)。したがって私たちの最高の幸福 [Glückseligkeit] に背反する罪は、それによって私たちがただ私たちの時間的安寧 [Wohlfahrt] だけを妨げる行為よりも、より大きい罪である。(2) 規定は、それがより重要な根拠に背反するならば、それがより重要ではない根拠に背反する場合よりも、より大きい欠落である。というのも、より重要な根拠はより重要ではない根拠よりも大きいからである (§ 27)。公的な平安は、私人の財産の保証よりも、より重要な国家の目的である。追いはぎ [Strassenräuber] や反乱、それに類することは、それゆえまた単なる盗みよりも大きい犯罪である。(3) より実り豊かな根拠に背反する規定は、より実り豊かでない根拠に背反する規定よりもより大きい欠落である。というのも、より実り豊かな根拠は、より実り豊かではない根拠よりも、より大きいからである (§ 27)。普遍的な人間愛は、道徳の礼儀正しさよりも、私たちの行為のより実り豊かな根拠である。なぜなら、前者からは後者からよりも行為がより多く出てくるからである。したがって、普遍的な人間愛に適っていない行為はまた、それによって道徳の礼儀正しさが傷つけられる行為よりもより大きい罪である。(4) 究極根拠、媒介的根拠、そして遠い根拠に背反する規定は、中間の根拠、より近い根拠、そして最も近い根拠に適っていない規定よりも、より大きい欠落である。というのも、前述の箇所において証明されたように、究極根拠、媒介的根拠、そして遠い根拠は、中間の根拠、より近い根拠、そして無媒介的根拠よりもより大きなものだからである。したがって、ひとが飲食によって自らの真なる幸福を妨げるならば、それによって自らの健康を損なうよりも、より大きい罪である。というのも、さきほど私が述べたように、健康は全人間的幸福よりもより近い飲食の目的だからである」(K.)。

*) Richtschnur, Gesetz.

§ 84.

諸々の規定があるところには、諸々の法がある (§ 83, 80) ⁶⁵。

§ 85.

有の、それと他の諸々の有との結合から規定された相対的なもの〔respectus〕は、《位置》*) である。それゆえ、諸々の位置があるところには、諸々の法がある (§ 84, 37) ⁶⁶。

*) Stelle.

§ 86.

結合によって位置は規定される。したがって結合において諸々の法があり (§ 85)、同じ結合においては同じ法がある (§ 38)。それゆえ、秩序において、より多なるものは同じ根拠に適って結合される (§ 83, 78)。A と B においてあるものは、それらに《共通》*) である。A においてあるが、B においては無いものは、B との関係〔respectus〕において、A に《固有》**) である。それゆえ、秩序においては共通の規則がある。

*) Gemein. **) Eigen.

§ 87.

異なる結合においては異なる法がある (§ 86, 38)。それゆえ、混雑においては共通の法はない (§ 79, 86) ⁶⁷。

§ 88.

秩序の唯一の規則しかないなら、秩序は《単純な秩序》*) と呼ばれ、複数の規則があ

⁶⁴ アカデミー版の *propositis* は *propositio* の誤植である (H.)。

⁶⁵ マイアー訳の § 64 は次のごとく。「規定が根拠に適うべき場合、その規定がいかにならねばならないかを言表するところの命題、あるいは、根拠に適った規定の表象は、《指定〔Vorschrift〕》あるいは規則 (*norma, regula, lex*) である。それゆえ、諸々の規則がある場合には、諸々の指定がある (§ 63)」(H.)。

⁶⁶ マイアー訳では次のようになっている。「或る物の、他の諸物との同居によって規定されるような、他の諸物に対する或る物の相対的なもの〔*Beziehung*〕は、その或る物の《位置》(*positus*) である。それゆえ、その位置がある場合には、指定もある (§ 64, 32)」 (§ 65) (H.)。

⁶⁷ マイアー訳の § 66 は次のごとく。「多くの事象の集まりによって、各々の事象はその位置を得る (§ 65)。したがって、多くの事象の集まりにおいて諸指定があり (§ 65)、これらは、第三のものが第二のもの、この第二のものが第一のものと集まっているのと同じ仕方、集まっているなら、同じでなければならない (§ 33)。したがって、各々の秩序においては、秩序づけられた諸物は、同じ規則に、したがってまた、同じ根拠に (§ 64) 適った仕方、総括される。A においてあり、B においてもあるものは、それらに《共通》(*commune*) であり、A においてあるが、しかし B においては無いものは、A に《固有》(*proprium*) である。したがって、各々の秩序において、共通の、あるいは、共同の諸指定がある。反対に、無秩序においては、いかなる共通の指定もない。なぜなら異なる仕方、集まっている事象は異なる諸指定に従って集まっているからである (§ 61)」(H.)。

るなら、《合成された秩序》**) と呼ばれる⁶⁸。

*) Eine einfache. **) zusammengesetzte Ordnung.

第六節

真なるもの

§ 89.

《形而上学的（実在的、客観的、質料的）真理》*) は、一なるものにおける複数のものの秩序である。有の本質的なものどもおよび諸属性における真理は、《超越論的真理》**) である⁶⁹。

*) die metaphysische Wahrheit. **) die nothwendige metaphysische Wahrheit.

§ 90.

あらゆる有の諸規定は結合され、本質的な諸規定は矛盾の原理 (§ 40, 7) に即して結合され、附帯的な諸規定、諸属性は、矛盾の原理 (§ 64, 7) そして根拠の原理 (§ 20)、充足的根拠の原理 (§ 22, 50) に即して結合され、諸様態は、矛盾の原理 (§ 65, 7) そして根拠の原理 (§ 42, 20) に即して結合され、本質的なものどもおよび諸変状は、帰結の原理 (§ 23, 41)、したがって共通の諸規則 (§ 83, 86) に即して結合されるので、あらゆる有は超越論的に真である (§ 89)⁷⁰。

§ 91.

超越論的真理に対立する混雑は《客観的にとられた夢》*) である (cf. § 593)。夢の集合は《架空の世界》**) ⁷¹である (cf. § 354)⁷²。

⁶⁸ マイアー訳では次のようになっている。「秩序において唯一の共通の指定のみがあるなら、その秩序は《単純な秩序》(ordo simplex) である。しかし、幾多の共通の指定が秩序においてあるなら、その秩序は《合成された秩序》(ordo compositus) である」 (§ 67) (H.)。

⁶⁹ マイアー訳では次のようになっている。「《普遍的な認識諸根拠》(principia catholica, universalia) は、あらゆるそして各々の物に共通なものである。《形而上学的真理》(veritas metaphysica, realis, materialis) は、物の、普遍的な認識諸根拠との一致である。物の本質的な諸部分および諸特性が普遍的な認識諸根拠に適っているかぎりにおいて、それは、《無制約的な形而上学的真理》(veritas transcendentalis) である」 (§ 68) (H.)。

⁷⁰ マイアー訳の § 69 は次のごとく。「あらゆる物のあらゆる規定は、各々の可能な物において同居する。1) いかなる規定も他の規定と矛盾しないことによって、矛盾の命題に従って (§ 87, 35, 41)。2) 根拠、充足的根拠、そして帰結の命題に従って (§ 18, 20, 37, 38)。したがって、各々の物は普遍的な認識諸根拠に適っており、形而上学的真理をもつ (§ 68)。そして、あらゆる物の本質的な諸部分および諸特性は、まさにこれらの認識根拠に適っているがゆえに、各々の物は無制約的な仕方形而上学的に真である (§ 68)」。§ 70 は次のごとく。「あらゆる物の形而上学的真理は、あらゆるそれらの規定が普遍的な認識諸根拠に従って、したがって、共同の諸規則の標準に従って (§ 64) 集まっているということに存するがゆえに (§ 69)、形而上学的真理は物の諸規定のものとの秩序において存する (§ 66)。無制約的な形而上学的真理は、本質的な諸部分および諸特性の秩序である」 (H.)。

*) ein Traum, das geträumte. **) das Land der Wünsche.

§ 92.

《全般的〔catholicus〕な（普遍的〔universalis〕な）諸原理（cf. § 307, 311）》*）は、各々すべての有に共通である。形而上学的に真なるものどもは、全般的な諸原理によって（§ 7, 20, 22, 23）適合的に（§ 90, 80）規定される。そして、これらの原理にあって規定されるものどもは、形而上学的に真なるものである（§ 89）。したがって、《形而上学的真理》は、有の、全般的な諸原理との適合によって定義されうる⁷³。

*) allgemeine Grund-Sätze.

⁷¹ Cf. 「充足的根拠の原理が廃棄されると真の世界は、そこでは人間の意志が生起するものどもの根拠として立つことになるところの架空の世界になる」（ヴォルフ『第一哲学』§ 77）（I.）。

⁷² マイアー訳では次のようになっている。「《夢想》（*somnium objective sumptum*）とは、無制約的な形而上学的真理に対立する無秩序であり、それは非物である（§ 69, 47）。夢の群あるいは集合は《架空の世界》（*mundus fabulosus*）と呼ばれる」（§ 71）（H.）。

また、マイアーは自身の『形而上学』§ 92においてもこの節に対応する内容を述べている。そこで彼は「客観的にとられた夢」に対応する「夢想〔*Träumerey*〕」とニュートラルな意味で理解できる「夢〔*Traum*〕」という二つの語を使い分けて説明を行っていると思われる。さて、まずマイアーは「いかなる形而上学的真理ももたないもの、形而上学的真理の反対であるような多様における無秩序は、《夢想〔*Träumerey*〕》と呼ばれる」と言う。そのうえで彼が指摘するのは、「私たちが夜に夢を見ると、夢〔*Traum*〕は二通りの仕方考察されうる」ということである。まず、第一の観点として、私たちは夢を想像力によって産出された多くの表象の総括として捉えることができるだろう。この場合、「夢は魂における現実的な、それゆえにまた可能性をもつような変化〔*Veränderung*〕」ということになる。ところで、「あらゆる可能で現実的な物は形而上学的に真である（§ 90）から、各々の夢もまたこの観点においては形而上学的に真であるのではなくてはならない」。夢において様々な表象を私たちが見ている以上、そうした表象そのものが私たちの魂において現実的であることは否定できない事実なのである。しかしながら、私たちは夢を別の観点からも考察することができる。すなわち、第二の観点として、私たちは夢において表象している事象について「それらの事象が可能であり現実的であると、とりわけ夢において表象されているように可能的であり現実的であると想定する」場合がある。しかし、このように夢で見たものが実際に可能であると想定するならば、それは「私たちがさきほど夢想と呼んだ一連の物が可能的であり現実的である」と言っているに等しい。そして、このことはやはり不合理であろう。「私たちが夢に見る混沌においては、いかなる秩序も、連関も、可能性もない」のであるし、夢においては矛盾が平気で存在し、「多くの物はあたかも根拠なしにそれが生起したかのように表象される」のである。「したがって、いかなる形而上学的真理ももたないあらゆるものは夢想である。夢想の総括は《架空の世界》と呼ばれることができる。架空の世界は、人間の認識力が発散してきたあらゆるものを自身のうちに包含している。ここには、内的可能性さえもたないほどにくだらな古い夢物語やおとぎ話が属するのである。ところで、あらゆる可能なものは形而上学的真理をもつのではなくてはならない（§ 90）から、この真理が欠けているものは端的に不可能であり、無であり、不合理なものであり、非物〔*Unding*〕である（§ 21, 30, 65）。それゆえ、各々の夢想は、不合理で端的に不可能である」ということになる。マイアーによるバウムガルテン『形而上学』独訳では「客観的にとられた夢」に「*Träumerey*」というドイツ語が当てられていることから分かるように、マイアーは以上における「夢想」の意味でバウムガルテンの「客観的にとられた夢」を理解していたと考えられる。

付言しておくならば、カントは『プロレゴメナ』「付録」において、「ゲッティンゲン書評」との関連で「ヴォルフ哲学の有名な「客観的にとられた夢」」（IV 376）と言及することがある（K.）。

§ 93.

《客観的な確実性》(cf. § 531) とは、有において真理が統覚されうることである。ところで、あらゆる有の真理は明晰に認識されうる (§ 90, 8)。それゆえ、あらゆる有は客観的に確実なものである⁷⁴。

*) Gewissheit der Dinge.

⁷³ バウムガルテンは、既に § 12 で「真」(verus) ということに触れ、「単に見えるだけでなく、あるものは、真と言われ、単に見えるだけで、あるのではないものは、仮象的と言われる」としていた。マイアーの『形而上学』によれば、この場合の「ある」とは、「実際にもそれである」[in der That seyn] ということであり、「真であること」はこの実際性を意味する(注 19 参照)。§ 89, 90, 92 では、「ある」ことが「実際のこと」だとかにしておかれるのが確認されている。「あるもの」すなわち「有」は「可能なもの」と外延を同じくする(cf. § 61f.)ので、まず「矛盾の原理」に従っていなければならない(cf. § 7f.)、さらに「充足的根拠の原理」に従っていなければならない(cf. § 20ff.)。したがって、「有」の「実在性」、したがって「真であること」の目印は、これらの原理に適しているということになり、「形而上学的真理」は「有の、普遍的諸原理との適合」なのである。

これを受けて『美学〔感性論〕』§ 423 でも、「諸客観の形而上学的真理」(veritas obiectorum metaphysica) は「それらの客観の、最も普遍的な諸原理との適合」(conuenientia eorundem cum vniuersalibus maxime principii) であると言われるが、「或る客観における形而上学的に真なるものの表象」(repraesentatio veri in aliquo obiecto metaphysici) は、それが一定の主体の魂の内部へもちきたされるかぎりにおいては、「諸表象の、諸客観との適合」(conuenientia repraesentationum cum obiectis) であり、これを多くの人々が「論理的真理」(veritas logica) と名づけ、他の人々は「精神的真理」(veritas mentalis) とか、「対応の真理」(veritas correspondentiae)、「符合の真理」(veritas conformitatis) とか呼んだと解説される。「形而上学的に真なるもの」としての「有」ないし「客観」と、魂のうちなる「表象」との間に「より多なるものの、一なるものにおける秩序」が形成されているからであろう。「形而上学」の対象は「有」であるから、「形而上学的真理」が、あくまでも「有」における真理であるのに対して、「論理的真理」は、「有」と「表象」との間の真理であると言えよう。『美学〔感性論〕のドイツ語講義』(Deutsche Kollegnachschrift der Ästhetik) § 423 では、「形而上学的真理」は「事象そのものにおける真理」(客観的真理) と呼ばれ、「この真なる諸対象の表象」が「論理的真理」であると言われる。「物体と物体についての私の表象が区別されているように、論理的真理と形而上学的真理は区別されている。論理的真理は思考する者の真理(主観的真理)とも呼ばれうるであろう」。

ただし、ここで言われる「論理的真理」は、「主観的真理」とも呼ばれることから分かるように、「広義の論理的真理」であって、そのもとに「狭義の論理的真理」と「感性的真理」(veritas aesthetica) を含んでいる。知性によって判明に表象されたものにおいてある真理は前者であるが、もっぱら理性類似者および下級認識能力によって観察される真理は後者である。それゆえ、「広義の論理的真理」をバウムガルテンは、より正確に「感性的論理的真理」(veritas aestheticologica) と呼ぶのである(『美学』§ 424ff.、『美学のドイツ語講義』§ 424 を参照)。

バウムガルテンの真理については、さらにマイアー『論理学〔理性論〕』における「論理的真理」、そしてエーベルハルト「人間の認識の論理的真理あるいは超越論的妥当性に関して」(Über die logische Wahrheit oder die transzendente Gültigkeit der menschlichen Erkenntnis. 『哲学雑誌』(Philosophisches Magazin) 第1巻第2分冊(1788年)第2論文)における「形而上学的真理」などを考察することによって、より理解を深められる。詳しくは、檜垣良成「エーベルハルトの論理的真理」(筑波大学哲学・思想専攻『哲学・思想論集』第31号、2006年)を参照のこと(H)。

⁷⁴ マイアー訳では次のようになっている。「《事象の確実性》(certitudo objectiva) とは、その事象の真理の明晰な認識の可能性である。ところで、あらゆる物の真理は (§ 69) 明晰に認識されうる (§ 8)。したがって、各々の物は an sich に考察されて確実である」 (§ 72) (H.)。

第七節
完全なもの

§ 94.

一緒に取り上げられた複数のものが一なるものの充足的根拠を構成するなら、それらは《合致する》*)。合致そのものは《完全性》**) ⁷⁵であり、これがそれへと合致させられる一なるものは《完全性の規定根拠》(完全性の焦点) ***) である ⁷⁶。

*) übereinstimmen. **) Vollkommenheit. ***) Grund oder Brennpunct der Vollkommenheit.

§ 95.

完全性においては、複数のものが同じ根拠に適って規定される (§ 94, 80)。それゆえ、完全性においては、秩序があり (§ 78)、完全性の共通の諸規則がある (§ 86)。

§ 96.

完全性の規定根拠が唯一のものであるなら、その完全性は《単純な完全性》*) であり、複数であるなら、そのとき、その完全性は《合成された完全性》**) である (§ 88, 95) ⁷⁷。

*) eine einfache. **) eine zusammengesetzte.

§ 97.

対立する《諸規則》は、《衝突する》*) と言われ、完全性の衝突する諸規則からの欠落は、《例外》**) と言われる。この例外は、諸規範が真の対立によって衝突するのか、それとも、単に仮象の対立によって衝突するのかに依じて (§ 81)、真の例外であるか、それとも、仮象の例外であるかである (§ 12) ⁷⁸。

*) mit einander streitende Richtschnuren. **) Ausnahme.

⁷⁵ Cf. 「完全性とは多様性における合致、もしくはそれ自体で互いに違う複数のものの一なるものにおける合致である」(ヴォルフ『第一哲学』§ 503) (I.)。

⁷⁶ マイアー訳では次のようになっている。「多くの事象が総括されて一なるものの充足的根拠を含むなら、それらは、この一なるものへと《合致する》(consentiunt)。合致そのものは《完全性》(perfectio) であり、それらがそれへと合致する一なるものは《完全性の規定根拠》(ratio perfectionis determinans, focus perfectionis) である」 (§ 73) (H.)。

⁷⁷ マイアー訳では次のようになっている。「完全性の規定根拠が単に唯一のものであるなら、その完全性は《単純な完全性》(perfectio simplex) である。しかし、幾多の根拠が、それゆえ、完全性の幾多の規則もあるなら、その完全性は《合成された完全性》(perfectio composita) である」 (§ 75) (H.)。

⁷⁸ マイアー訳では次のようになっている。「完全性の諸規則が相互に対立する (regularum collisio) がゆえに帰結する欠落は、《例外》(exceptio) である。それは、完全性の諸規則が相互に正当に対立するのか、それとも、仮象に従って対立するのかに依じて、真の例外であるか、それとも、仮象の例外であるかである (§ 12)」 (§ 76) (H.)。

§ 98.

本質的なものどもの合致は《超越論的な（本質的な）完全性》*）であり、諸変状の合致は《附帯的な完全性》**）であり、どちらも《内的な完全性》***）である。諸関係〔relatio〕の合致は《外的な完全性》****）である。

*) wesentliche. **) innre ausserwesentliche. ***) innre. ****) äussre.

§ 99.

あらゆる有の本質的なものどもは、その本質へと合致し（§ 63, 40）、諸属性へと合致する（§ 50, 94）。それゆえ、あらゆる有は超越論的に完全である。

§ 100.

それが定立されると完全性が定立されるものは《よい》^{79*)}。それゆえ、あらゆる有は超越論的によい（§ 99）⁸⁰。

*) guth.

* 本稿は、科学研究費補助金（基盤研究 C：15K01984（檜垣）および特別研究員奨励費：15J00085（石田））による研究成果の一部である。

* 草稿の段階で千葉建氏より多くのご教示をいただき、なおも残されていたいくつかの重大な誤訳も是正された。記して謝意を表したい。

⁷⁹ アカデミー版ではスモール・キャピタルになっていないが、誤植である（H.）。

⁸⁰ マイアー訳では次のようになっている。「それが定立されると、同時に完全性が定立されるという性質のものは、《よい》（bonum）。したがって、あらゆる物は本質的によい」（§ 79）（H.）。

Übersetzung mit Kommentar von Baumgartens *Metaphysica* —— Der erste Teil: die Ontologie, das erste Kapitel ——

Yoshishige HIGAKI

Ryuta ISHIDA

Takuya KURIHARA

Alexander Gottlieb Baumgarten ist als Begründer der Ästhetik als eigener wissenschaftlicher Disziplin neben der Logik bekannt. Dies hat damit zu tun, dass er ein Erbe der Leibniz-Wolffschen Philosophie ist. In den *Meditationes de cognitione, veritate et ideis* hat Leibniz das Problem der Grenzen der Analyse durch den menschlichen Verstand aufgedeckt. Dafür hat Baumgarten eine Lösung vorgeschlagen, indem er eine zur rationalen Erkenntnis analoge Erkenntnisweise (analogon rationis) über die unteren Erkenntnisvermögen (Sinnlichkeit) formuliert hat. Die Betrachtungen des Zusammenspiels von Baumgarten und seinem Vorgänger tragen zum Verständnis der Geschichte der Philosophie (insbesondere der Neuzeit) bei.

Kant benutzte während seiner 41-jährigen akademischen Lehrtätigkeit Werke Baumgartens als Lehrbuch. Das gilt insbesondere für die *Metaphysica*. Dieses Lehrbuch lag beinahe durchgängig Kants Vorlesungen über Metaphysik – und später auch denen über Anthropologie – zugrunde. Deshalb bestimmen die Terminologie und die Formen der Begründung in der *Metaphysica* auch diejenigen der Philosophie Kants. Das Lehrbuch Baumgartens ist in dieser Hinsicht eine Voraussetzung, die formale Seite der kantischen Philosophie zu verstehen. Außerdem schätzte Kant die *Metaphysica* als das „nützlichste und gründlichste unter allen Handbüchern seiner Art“ (I 503).

Durch dieses kurz und bündig zusammengefasste Handbuch kann man nämlich die hauptsächlichen Lehren der europäischen Philosophie sehr präzise überblicken. Aus diesen Gründen ist es sinnvoll, dieses Buch zu übersetzen. Die vorliegende Arbeit bietet die japanische Übersetzung mit Kommentar der §§ 1 bis 100 der *Metaphysica* Baumgartens.